

第四十三回
国会

参議院大蔵委員会議録第二十二号

昭和三十三年三月二十八日(木曜日)

午前十時二十一分開会

委員の異動

三月二十八日

補欠選任

青木 一男君 草葉 隆圓君
川野 三暎君 北口 龍徳君
日高 広爲君 西田 信一君
永岡 光治君 小酒井義男君

出席者は左の通り。

委員長 佐野 廣君
理事 柴田 榮君
西川甚五郎君
柴谷 要君
渋谷 邦彦君
永末 英一君

委員

國務大臣

大蔵大臣

田中 角榮君

鈴木 市蔵君

大竹平八郎君

野々山一三君

佐野 芳雄君

堀 末治君

小酒井義男君

林屋亀次郎君

日高 広爲君

西田 信一君

津島 壽一君

高橋 衛君

北口 龍徳君

草葉 隆圓君

高橋 衛君

津島 壽一君

西田 信一君

林屋亀次郎君

日高 広爲君

堀 末治君

小酒井義男君

佐野 芳雄君

野々山一三君

大竹平八郎君

鈴木 市蔵君

田中 角榮君

労働大臣 大橋 武夫君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計

局法規課長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

厚生政務次官

厚生省医務局長

厚生省医務局長

通商産業

政務次官

中小企業庁

指導部長

労働省労働

基準局長

事務局長

常任委員

会専門員

坂入長太郎君

池田 清志君

上林 英男君

村山 達雄君

稲益 繁君

大月 高君

渡海元三郎君

尾崎 嘉篤君

鈴木 信吾君

上林 忠次君

影山 衛司君

大島 靖君

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、及

法人税法の一部を改正する法律案、及

び租税特別措置法の一部を改正する法

律案の立案を一括議題とし、前日に続

き質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言を願

います。

○佐野芳雄君 ただいま上程せられて

おりまする税法の改正の問題に關連い

たしまして、大蔵、労働兩大臣にいろ

いろお尋ねをいたしたいと思ふのであ

りますが、いろいろな委員会で非常

にお忙しいところ、お二人の大臣にお繰

り合せいただきまして、与えられまし

た時間もじゅうぶんございませんの

で、できるだけお答えを簡単にお願い

するよう、私のほうでお尋ねいたし

たいと思ひます。あまり大臣のほうで

御親切に御答弁願ひますと、僕のほう

の時間がございませんの、そういう

つもりでお尋ねいたしたいと思ひま

す。

今度の所得税法の一部を改正する法

律案でございしますが、この法律案の中

で、少額貯蓄の優遇というところで、従来

の国民貯蓄組合制度にかえて、制度の

合理化をはかりたい。そうして新たに

一人一種類、かつ、一店舗に限りて元本

五十万円までの預金等について、その

利子所得に対する所得税を免除する、

このこととございしますが、このことは

いかにも少額貯蓄者にも恩恵を与えて

おるように政府は説明しておるわけ

でございます。戦争が済んでからもう二

十年にもなりましたので、社会・経済

状態も回復されて正常に移っている今

日では、戦時に始まった国民貯蓄組合

が今日廃止されるのは当然です。もし

る、おそきに過ぎるという感がするの

であります。

ところで、問題は、この改正によっ

て、今まで一人二種類まで可能であ

り、したがって元本が五十万円、計百

万円まで免税であったのが、改正案で

は五十万円に押えられております。し

たがってその面からいいますと、これは改

正でなくて改悪であるというふうにと

れるのであります。大蔵大臣の御所

見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) 仰せのと

り、国民貯蓄組合は制度上は二つはな

度であり、またその目的も達成してき

たわけでございますが、御承知のと

りの状況でございますが、これを乱用

する人が非常に多いので、特に法律に

基づいて処分を必要とするというよう

な事態までありますので、これらの弊

害を除去し、特に脱税の防止等をはか

りながら、真に少額貯蓄者を優遇する

という本来の目的を達成するため

は、今度の改正のほうにより合理的で

あると、こういう判断に基づくもので

ございします。

○佐野芳雄君 ところで、先ほどお尋ね

しましたように、今までは百万円まで

免税されておったのですが、今度はそ

ういうような方向に持っていくこと

という意思を示しながら、現実には百

万円の間までの免税点を五十万円に引

き下げたということは、改悪ではない

でしょうか。

○國務大臣(田中角榮君) 御承知のと

おり、経過措置として現在二口百万円

というものはそのまま認めるようにし

ておりますし、その経過措置が切れて

から後の措置については、五十万円と

いう限度がいいか、七十万円にする

か百万円にするとかいう問題について

は、そのとき的情勢に応じてそのとき

までに決定したい、こういう考え方

しております。

○佐野芳雄君 そうすると、これは後

で大事な問題になるのですが、今の

大蔵大臣のお答えでは、五十万円に

限定しないで、とき的情勢で七十万円

と百万円になることがあると、こうい

うことですか。

○國務大臣(田中角榮君) 現在までの

国民貯蓄組合では二口ということに

なっておりますから、この制度を永久

に認めるという意味ではございませ

んが、原則としては五十万円として

おりますが、経過措置として、今現在二口

預金をしておりますものはそのまま認

めると、経過措置を法定してあるわけ

でございます。ですから、それは無制

限ではございませぬから、いづれに

しても、時間が来れば法定の五十万円

一口というものに戻るわけございま

すから、そのときまでに、世の中の情

勢を見ながら、五十万円までの限度額

がいいのか、七十万円までの限度額

がいいのか、百万円までの限度額を

引き上げるべきかという問題は、郵便貯金の

限度額や簡易生命保険の限度額や民間保険の無診査の限度額等の引き上げ等と関連をいたしますので、十分検討してしるべく措置をしたい、このように考へておるわけでございます。

○佐野芳雄君 今の大蔵大臣のお答えは、非常に私を含みのあるお答えだといふふうにお受け取って、政令で定める場合に十分におしやうとしたことが入れられるものであるという含みがあるといふふうには理解してよろしいわけですか。

○國務大臣(田中角榮君) 分けて一つお考へいただきたいのですが、原則は五十万円でございます。ところが、現在は百万円まで認めておるのでございまして、脱税等をやっている、十口も二十口も百口もやっているような人たちの排除のために五十万円一口というものを法定いたしましたわけでございます。それから、新しくこれからこの法律の適用を受けようというものは、一店舗で一人五十万円までと法律でもつてきつときめたいわけでございます。ところが、それだけでも、経過規定を全然きめておきませんと、今までの国民貯蓄組合法によりましては百万円まで認めておつたものに対して、五十万円に下げれば改悪じゃないかということになりますので、現在認めておりますものは、この法律の制定によりまして経過措置をとつておるわけでございます。これは二年間だけは現在のままで持つておるわけでございますが、将来、二年間の期限が切れるまでの間に十分実情を検討いたしまして、五十万円の限度額がいいのか、七十万円の限度額がいいのか、これを百万円まで上げなければならぬのかという問題は、この二年の期限

が切れる前に態度を決定してしるべく措置をいたしたい、こういうふうにおし上げておるわけでありまして。

○佐野芳雄君 この問題は、今の大臣の御答弁は、私の受け取り方では、非常に含みのある、今後御相談のできる余地を残した問題だといふふうには理解しながら、いずれまたこれは、大臣お帰りになりましたら、事務局と十分質疑を繰り返して参りたいと思ひます。

そこで、今おしやうとおられますように、大臣は苦勞人ですから十分御配慮願つておるようでありまして、とにかく経過措置の問題は別といたしまして、今度の改正案では一店舗一種類といふふうには言つておるわけですが、預金する者の預金への自由意思をこれは拘束する結果になる、こういうふうには私たちは考へておるわけでございます。これは、今日の少額預金者の預金の目的は、社会の進歩と経済の成長に伴つて変化してきておるわけでございます。きょうまでは預金の美徳と言つておつたんですが、今は消費の美徳と言つておるような言葉が非常にはやうに、いろいろの条件が變つてきておるに、昔は、朝に星をいただき夜に星をいただき働く者、休まないで働く者が働きた、こういうふうになつておつたのですが、現在では、適当に休養をとり、そして少なくとも週四十時間の労働を実現することが近代的な生産性を向上する方向であるといふふうにおしやうとおるわけですが、これは一つの世界の趨勢でもあるわけですが、おそらく労働省はそういうふうな意味における近代的な労働慣行を作る方向に御努力を願つておるようには私は思ひますが、この際、そういう時代の趨勢

によるところの労働環境なり、あるいはそれに伴ひます労働者の考へ方の変化、こういうことに対して大臣の御所見を承つておきたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 仰せのごとく、労働といふものについての考へ方が逐次變つてきておるうちに存じますが、労働省といたしましては、この新しい傾向に適應いたしまして、労働条件の整備、また労働環境の整備に努力をいたしておる次第でございます。

○佐野芳雄君 重ねて労働大臣にお尋ねをいたしておきたいと思ひますが、たとえば、昔は労働者を拘束するための手段として寄宿制度を活用されておつたように思ひますが、しかも、これが労働者にかかると福祉施設であるかのごとくに宣伝をされておりました。しかし、今の寄宿舎制度に対する考へといふものは、これは単なる労働者の福祉という問題ではなしに、生産性を向上するために経営者が生産のために必要とするところの施設である、こういうふうな考へ方になつてきておると思ひます。したがつて、同時に、寄宿舎におきまするいろいろな制度も労働者の自由を拘束することがないという立場で行なわれておる、いわゆる古い慣行は是正しなければならぬ、こういう方向に労働者は御努力をされておると私は理解をいたしておりますが、大臣の御所見はいかがでございますでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 強制労働の禁止といふことは、労働の大原則になつております。福祉事業につきましても、いやしくもさうなにおいのあるものにつきましても十分に注意をいたしております。

○佐野芳雄君 重ねてお尋ねします。ただいまお答えがありましたように、少なくとも私たちは戦時中の古い慣行や行為は漸次改善されてきておると考へております。したがつて、近年の労使の問題は、経営者の都合によつて物事が処理されるのではなくして、個々の労働者の人格を尊重し、個々の労働者の意思を尊重する建前のもとに、現実は労働組合の意識を代表する組織としての労働組合の意向を考へながら労働行政は進められなければならない、そういうふうに進めておられるものだと私は理解するのでありますが、その点の労働大臣の御所見を重ねてお伺ひいたします。

○國務大臣(大橋武夫君) そのとおりでございます。

○佐野芳雄君 そこで、大蔵大臣にお願いいたしたいのですが、少額預金者、こゝでは労働者の立場で考へますと、たとえば労働者が十分の休養を得たといふことはある生産性の向上のためには必要であるといふことである、私は考へております。したがつて、そういう立場から、休みの日はうんと楽しもう、いろいろのレクリエーションを樂しもう、旅行もしよう、こういうことで貯金をするといふ一つの形があるわけですが、昔は電気冷蔵庫を持ったり、テレビを持ったりいたしますと、あの野郎はぜいたくだと言つておつたのですが、今は、今ごろそんなことを言う人はないと思ひます。この間まで電気冷蔵庫や電気洗たく機、テレビは三種の神器と言つておつたのですが、今の高校を出た青年にそういう三種の神器という言葉はわからないと思ひますが、そういうふうにもう生活必需品に

なつてきておるわけですが、池田さんに言わすと、それは経済成長の結果として、そういうふうにおしやうと思ひますが、それはそれといたしまして社会が進歩し、経済が成長してきておる。したがつて、そういうことで労働者の生活の状態も、環境も、考へ方も變つてきておる。そこで、レクリエーションのため、あるいは家庭生活を快適にするために、少しでも貯金をしやう、こういう考へ方がだんだん強く広がつてきておるわけですが、そういう立場で行なう労働者の貯蓄は、半年か一年積み立てたらすぐ引き出す、いわゆる引き出すことを前提に、消費のための貯金、いわゆるすぐに引き出せる普通預金であるとか、そういう形になる預金があるわけでありますが、私たちは理解しておるのですが、そういうふうにはやはり御同感願ひますか。

○國務大臣(田中角榮君) 会社の内容がよくなり、親睦団体もできておりますから、このような性格を持った預金が各分野において行なわれておるという事実は承知いたしております。

○佐野芳雄君 そこで、その一面において、政府が一生懸命努力されておるわけですが、なお十分住宅は解決しないわけですが、政府の御努力を待つておつてはどうにもならぬので、自分で家庭を建てよう、こういう生活設計をしております。また、政府の教育予算が十分でございませぬので、したがつて、子弟の教育のために教育費を積み立てていこう。また、池田総理は福祉国家を念願されて御努力されておるんですが、しかし、現実はなかなかさうではない。そうすると、老後の生活に對して不安のないように老後の生活の

ための生活設計をしていこう。こういうことで長期の預金をする計画を一面しておきます。一面においては、生活を楽しむために半年か一年預金して引き出すという貯金の性格、方向を持ち、一面においては、長期の計画によるいわゆる定期性の預金を積み立てていこう、こういう二つの傾向が庶民の中にははっきり出てきておる。

このささやかな庶民の希望を入れてやるためには、政治の愛情を示すためには、少なくとも免税をするところの預金の対象は少なくとも二種類ないと、ほんとうに愛情のある政治とは言えないと私は思うわけです。それを今度は一つにされたわけですから、私はこの点についてももう一ぺんひとつ大蔵大臣の御所見を伺っておきたいと思

います。

○國務大臣(田中角榮君) もちろん、零細な金を、多数から、多数の人たちから集めて、しかもささやかな夢を託しておる預金に対しては、特に恩恵を与えるような税制措置が好ましいという考え方に對しては、あなたと同一な見解でございます。しかし、長期のもの短期のものというふうに分けて、どのように税制上処置ができるかという問題、なかなか技術上むずかしい問題でございます。まあそういう問題、これは会社の組合とかクラブとか、そういうものでも、一つの名義で五十万円をこえるものを新たに預けた場合には税金がかかるんじゃないかということ、御指摘になっておると思いますが、これは、そういうときには、その実体が明らかなのでございますから、何人かの名義でもって預けるということもできるわけでありまして、それが免税

の恩典に浴するというものに対して、道を閉ざしているわけではないのでございます。

先ほど申し上げたとおり、原則的にこれらの問題を解決する、いわゆる少額貯蓄という問題が、五十万でいいの、七十万でいいの、時代の変化により、また経済力も非常に成長したということを前提にして考える場合には、百万円までを少額貯蓄というものの限度だというふうに考えるかは、これから慎重に検討すべき問題だと思

います。

○佐野芳雄君 私の申し上げておりますのは、あとで事務当局とよく質疑をかわしたいと存じますが、限度額の五十万円が前の百万円から見ると改悪になつていってしまうだけではないに、先ほどから申しますように、少額貯蓄者の預金の目的が変化してきておりますから、一種類に拘束するのではなしに、やはり少なくとも二種類ぐらいにすることが必要ではないか。そうして、そういうふうな預金の目的が違ひますから、一店舗に限るのになしに、やはり二店舗ぐらい、便利のよいようにしてあげますよというようにしてやる必要があるのではないかと。こういう意味で、前の状態のほうがかえってよかったのではないかと。ただ、国民貯蓄組合法の改正に伴いますというふうになりなりました問題点については、これは十分配慮しなければならぬというふうに考えますので、その点、ひとつ了承しておきたいと思

うでございますが、これは私の会議録を見た結果でございますが、そこでお伺いいたしますが、今度の少額貯蓄の問題についての改正点で、届出をいたします営業者と申しますか、金融機関と申しますか、この言葉の表現が「金融機関の営業所等」という言葉が入つておるが、一体この「等」とは何を指すのか、これは銀行局長でもけつてうですか。

○政府委員(大月高君) 今回の少額貯蓄の優遇制度は、普通の銀行預金のほかに証券類もございまして、社債、金融債、そういうものもございまして、それから、預金というふうな金融機関でない機関に対する預金もございまして、で、それはいずれも金融機関の店舗というふうな表現では表現し切れないわけでございますが、そういうふうなものを含めてそういう表現をとつておるというわけでございます。

○佐野芳雄君 今、大月局長は、社内預金という表現があったのですが、一体こういうことが公式の場合で言えるかどうか疑問だと思つたのですが、これは労働者の立場からいいますと、勤務先の預け金、俗にいわれる社内預金と言つておられますけれども、そうなので

すか。

る金融機関が受ける金銭寄託であると思ふわけですが、したがって、そういうふうな私たちの考えております社会通念上の預金の解釈がもし間違ひなれば、従業員の預け金とか勤務先の預け金というものは、厳密な意味では預金ではないというふうに考えるわけですが、これはあとで申し上げますが、こういう表現は私だけ言うのではなく、銀行局長が公式の場合で言つておられるわけですが、したがって、私は勤務先の預け金であるとかあるいは従業員の預け金というものは、俗には社内預金と言つておられますけれども、ほんとうは預金ではないに、これは企業が従業員からの借入金だというふうな考えでおります。事実、企業が左前になりました場合に、いわゆる社内預金は一一般債券と同じように扱われまして、預金としての保護はされていなくて、預金としての保護はされていなくて、したがって、そういうふうな私にはこの問題を理解しているのですが大蔵大臣の御所見を伺つておきたいと思

います。

○國務大臣(田中角榮君) 通念上、また法律解釈上の考え方は、現在までの状態ではあなたの言われるとおりでございます。しかし、これから社会がかわつて参りますし、また銀行局長が公式の席上で社内預金という言葉を使ひ述べたところ、これからこの種の問題がいろいろ出てくる場合、その法律上の定義というよりも、社会一般の通念、また一般に通用しておる言葉として、社内預金とか旅行預金とか入学預金とか、また奥さん方がいろいろ預金をするとかいうことで、銀行以外に預けておる、その中の幹事が預かつておるというふうなものもあつたので、

厳密に申し上げればあなたが言われるとおりでございまして、社会通念上の社内預金というふうに使われる言葉は、これから複雑になつてくると、いろいろ生まれてくるだらうというふうに考えられます。

○佐野芳雄君 これは非常に重要な御発言をされておるのですが、勤務先預け金あるいは預け金というものは、今日の法律があまりに限り、そう常識的に解釈の変わるべき筋合いのものでないかと私は考えております。「出資の受入、預け金及び金利等の取締等に関する法律」の第二条には「業として預け金をするに於て他の法律に特別の言定による者を除く外、何人も業として預け金をしてはならない」、そして第二項には、「前項の「預け金」とは、不特定且つ多数の者からの金銭の受入、預金、貯金又は定期積金の受入及び、借入金その他何らの名義をもつてするを問はず、これらと同様の経済的性質を有するものをいう」ということで、金融機関以外はそのようなものはしてはいいぬということがこの法律で明らかになつておるわけですが、そこで、みそは不特定多数か多数でないかという問題になると思つたのですが、少なくとも今日基準監督署が基準法によつて認可されておるところの勤務先預け金、預かり金というものは、特定の企業がその従業員との間に契約をして預かり金をしておるものである、こういうことで認可もされ、監督もされておると思つたのですが、一体労働大臣はこれについてどうお考えになりますか、そして実情はそういう方向に沿つて運営されておるというふうにお考えになりますか、お伺いしたいと思

います。

○国務大臣(大橋武夫君) いわゆる社内預金につきましては、その会社の従業員の預金だけを取り扱うように厳重に監督をいたしております。

○佐野芳雄君 現実にそのように行なわれておると大臣はお認めになりますか。

○政府委員(大島靖君) ただいま佐野先生の御指摘の点は、いわゆる社内預金として、従業員のみでなく、その他の預かり金もまじっておりやせぬか、こういう問題であるかと思ひます。

○佐野芳雄君 おっしゃることは、法律の示しておるところを説明になつておられるのであつて、そういう方向で努力をしておられるというだけであつて、具体的に一体そういう事実を把握されておられるのかということが問題になると思ひます。その点は、あとで重ねてお尋ねいたします。

そこで、この際、関連いたしますので、大月銀行局長にお尋ねいたしておきたいのですけれども、昨年の七月二十二日の朝日ジャーナルに、「公認金融機関以外の人が一般大衆から預金を

とつてはいけないという大原則がありまして、したがつて親戚、知人からの導入預金は、明らかに法律違反です。従業員の名前で預けても、本人のものでないとはつきりすれば、法律違反だと思ひます。」、こういうふうに出ております。これはおそらく銀行局長としては当然銀行局長の立場として言われたことであつて、社内預金云々の問題点があるということをお前提にして言われたものではない、私はこのように理解をいたしておるわけであり

そこで、基準局長が今おっしゃいましたけれども、一体十分そういう問題点のありやうなところ、あるいはなくとも問題が起らないように、ほんとうの意味における監督を基準監督署はしておられますか、あるいはそのういふうな報告を絶えず聴取されておるか、これはあとでこまかい点はお尋ねいたしますけれども、一応大臣のおるところでこの点確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(大島靖君) 私どものほうは従業員が貯蓄いたしますものを、労働組合あるいは労働組合のない場合は労働者の過半数の書面による協定をもつて基準監督署に届け出て参るわけでございます。従業員以外の問題については十八條の直接対象とするところではございませんので、そういう調査はいたしておりませんが、しかし、そういう事態もあるいはあるような場合も考えられますので、今後ともそういう点にまでだんだん調査をいたして参りたいと思ひます。

○佐野芳雄君 それは、基準局長、非常に無責任な答弁です。基準監督署

は、申請があつたら、それを調べて認定をするんでしよう。書面が来たら、ど

う。そんなことならば、基準法によるところの第十八條の第三項ですか、あなたの方では、必要な場合には行政官庁が認めれば使用者に対してその当該貯蓄金の管理を中止させることができるのですね。しかも、罰則規定があるわけでしょう。だから、届出を受けただけという無責任なことを、調査はこれからやるんだと……。それじゃ、今まで監督していなかったのか。それじゃ、基準監督署が労働基準法の示している精神に、あるいは方向に、違反している、こつ言わなければならぬと思

○国務大臣(大橋武夫君) ただいまの点はなかなか行政上はむづかしい点でございまして、これを法律的に考へてみまするといふと、基準法による許可は監督署の仕事になつておるのでござい

柄だ、かように存じますので、そういうふうな扱いを今後することを申し上げておきます。

○佐野芳雄君 これは非常に重要な御発言でございまして、労働大臣に申し上げますが、基準法第十八條の三項に「使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、貯蓄金の管理に関する規程を定め、これは届け出ていると思ひますので、これを労働者に周知させるため作業場に備え付ける等の措置をとらなければならぬ。」、これは労働基準法に示してあるわけですね。もしこのことをしていただければ違反になるわけですね。一体どの事業所でもこれが徹底しておるか。私は、私のやっております仕事の関係で、組合運動の關係で絶えず工場に入つて参ります。たくさん工場に入つたけれども、特に注意して見るんですけれども、こういう規程の看板がかかつているのを見たことはない。一体、基準監督署は工場に行つてゐるのかいないのか。少なくとも監督の責任を持つなら、今おっしゃつたやうな十八條の示しておるところの行為が行なわれておるかどうか、このくらいはわかると思ひます。おそろくそういう注意をした者はないと思ひます。これは大臣、十分御聴取願ひたいと思ひます。もし基準局長が、御心配ございせん、どここの事業場でもしてあるはずですよとおっしゃいますならば、お答えを願ひたいと思ひますが、お答えできないと思ひます。私は、それはききようは預けておきます。

そこで、もう一つは、今労働大臣は、もし不特定多数の者の預金を預

かつてゐるならば、これは大蔵省の責任だ、こつおっしゃるのです。そうすると、もしそういう事実があるとすれば、銀行局長はそれは違反だと言つてゐるんですから、だから、今労働大臣が言われたやうに、そういう違反行為があるならば、大蔵省のほうで十分措置されるであらう、されるべきである、こつおっしゃつておられますので、私はこれから具体的な事実をもつて違反行為を申し上げます。そうするならば、そういう事実があるとするならば、銀行局長の言明にもありましたやうに、また労働大臣みづからそうおっしゃつてゐるんですから、そういう性格のいわゆる社内預金をなぜ今度の免

税の対象にしなければならぬのか。国民貯蓄法の時代における、国民貯蓄法の立場における免稅と今度は違ふと思ひます。大蔵省が所得稅法の一部改法を出して、今度は税金の問題を出して、大蔵省が所管するのです。そういう責任ある新しい体制が生まれるならば、社内預金の問題はもつと厳格に、厳密に私たちは審議をして、この法案の審査は続けていかなければならぬというふう

に考へております。したがつて、この際、今の労働大臣の御言明に関連いたしまして、銀行局長が局長の立場として、社内預金のもつと不特定多数の者の導入があるならば違反である、このことに対する御見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(大月高君) 先ほど、私が朝日ジャーナルで言明いたしました点についてお尋ねがございましたが、そこに書いてあるとおりでございまして、その問題は、勤務先預け金に關し

て、労働基準法の第十八條におき

か、申請があつたら、それを調べて認定をするんでしよう。書面が来たら、ど

う。そんなことならば、基準法によるところの第十八條の第三項ですか、あなたの方では、必要な場合には行政官庁が認めれば使用者に対してその当該貯蓄金の管理を中止させることができるのですね。しかも、罰則規定があるわけでしょう。だから、届出を受けただけという無責任なことを、調査はこれからやるんだと……。それじゃ、今まで監督していなかったのか。それじゃ、基準監督署が労働基準法の示している精神に、あるいは方向に、違反している、こつ言わなければならぬと思

○国務大臣(大橋武夫君) ただいまの点はなかなか行政上はむづかしい点でございまして、これを法律的に考へてみまするといふと、基準法による許可は監督署の仕事になつておるのでござい

ますが、その基準法による正しい許可を受けた後に、事業主が従業員のものにあらざることを知りながら第三者からの預金を従業員のものとして預かるという場合におきましては、これは労働基準法の問題でなく、先ほど御指摘のこの預かり金等に関する法律の違反事項といふことに相なるわけでございます。したがつて、この法律は大蔵大臣の所管の法律でございまして、労働大臣として取り締まりをやり得るといふ権限はございません。したがつて、これは今後十分に大蔵省と連絡をとりまして、両者協力の上に御指摘のような監督を進めるようにすべき事

柄だ、かように存じますので、そういうふうな扱いを今後することを申し上げておきます。

○佐野芳雄君 これは非常に重要な御発言でございまして、労働大臣に申し上げますが、基準法第十八條の三項に「使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、貯蓄金の管理に関する規程を定め、これは届け出ていると思ひますので、これを労働者に周知させるため作業場に備え付ける等の措置をとらなければならぬ。」、これは労働基準法に示してあるわけですね。もしこのことをしていただければ違反になるわけですね。一体どの事業所でもこれが徹底しておるか。私は、私のやっております仕事の関係で、組合運動の關係で絶えず工場に入つて参ります。たくさん工場に入つたけれども、特に注意して見るんですけれども、こういう規程の看板がかかつているのを見たことはない。一体、基準監督署は工場に行つてゐるのかいないのか。少なくとも監督の責任を持つなら、今おっしゃつたやうな十八條の示しておるところの行為が行なわれておるかどうか、このくらいはわかると思ひます。おそろくそういう注意をした者はないと思ひます。これは大臣、十分御聴取願ひたいと思ひます。もし基準局長が、御心配ございせん、どここの事業場でもしてあるはずですよとおっしゃいますならば、お答えを願ひたいと思ひますが、お答えできないと思ひます。私は、それはききようは預けておきます。

そこで、もう一つは、今労働大臣は、もし不特定多数の者の預金を預

ましては、従業員からの預かり金は適法といはしてありますけれども、従業員の名において、他人でございませうか、友人でございませうか、あるいは家族でございませうか、そういうような預金を受け入れますと、これは第十八条の指定以外になるわけでございませう。そういったと、当然労働基準法第十八条によつて保護されない預金でございませうから、それは当然「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」に違反する、こういうこととでございませう。

それで、勤務先預け金につきましては、労働省におきまして労働基準法第十八条に基づいて御監督になつておるわけでございませうから、その御監督が適正に行なわれる限り、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」の違反事件は起きない、そういう意味でわれわれは法律の適正な運用に期待いたしておるわけでございませう。

○佐野芳雄君　そこで、労働大臣に申し上げ、あるいは銀行局長、大蔵大臣にも御承知願ひたいと思うのですが、私は、そういう不特定多数の者、いわゆる従業員本人でない家族、親戚以外に、隣人からも委託を受けていわゆる従業員の名において預金をしていゝといふ、今銀行局長の言う違反行為を多く知つておるわけですが、事業所の名前は申し上げませんが、これは報告があるはずですから、基準局長は御承知でなければならぬはずで、もっとも新しいものは申し上げませんが、二、三年前にある事業所が閉鎖いたしました。その従業員の預金は全部たな上げになりました。そこで、従業員が騒いだのでなしに、その従業員の近所の

者、親戚の者が大騒ぎいたしまして、本人は自殺したとかしないとかいふうな事件があらちちらにできたことがございませう。これは二、三年前の話です。このことは明らかに、いわゆる従業員以外の不特定多数の者の預金が導入されておる。銀行局長の言う、明らかにこれは違反行為である。こういう事実が工場がつぶれたことによつて出てきているという事実を、御承知お願ひしたいと思ふのです。労働大臣はそんなことないとおっしゃいますかどうか。

○國務大臣(大橋武夫君)　私はないと申しません。先生のおっしゃることとでございませうから、さだめしそういう事実があったことと存じます。またまた、その事実の内容について私は承知はいたしておりますが、またあるいはあり得べきことかと存じます。つきましては、今後の対策といたしましては、この機会に、従業員の社内預金の名のもとに第三者の預金が預けられるというふうなことがないように、大蔵省の銀行局の当局とも十分に連絡をいたしまして、今後は厳重に監督をいたしまして、将来さうなことがないようにいたしたいと存じます。

○佐野芳雄君　基準局長のところには、基準法によりまする法の施行の問題に關連して、いろいろの問題について地方の監督署からたえず報告が来ておると私は思ひますし、また報告は聴取されておると思ふのであります。これは最近の新しいチラシなのですが、これも事業所の名は申し上げませんが、これには「まず貯金、それから生かせ妻の腕」と、こういう見出しをつけて、おれのところの会社の利息はこ

れだけ、銀行や郵便局の普通預金はこゝうです、と、このチラシを町にまいてゐるのです。そして非常に親切に、これで見ますと、去年の十二月から今年の一月までの私のほうの預金は、普通預金が九分六厘、特別——これは定期預金ですが、これは九分だ、しかも、これは五十万円まで無税である、と、こゝういふふうにしてゐる。そして無税にならないそれ以上の預金は八分四厘にすると、こゝういふことで、そしてそのチラシの裏に書いていねいに、郵便預金を一年間一万円預けてもその金利は三百六十円、普通銀行では二百九十円だが、おれのほうの会社の貯金では九百六十円の金利がつきます。こゝういふチラシが出てゐるのです。これはおそれ、基準局長のほうでいうと、それは従業員に渡したのであると、こゝう言うでしようが、もしこれが町にまかれてゐるとすると、これを知らないといふと、基準監督署は実に怠慢だと思ふのです。こゝう言わなければならぬ。

そしてどういふ事情の変化か知りませんが、この会社の利息は今年の二月から変わつておりました、そして百円から五十万円までは年九分——七分五厘、そして会社の特別預金は、いわゆる無税と考へられるものが九分と、同じように直してあります。いわゆる無税になる、オーバーする金額につきましての金利を上げておるわけなのであります。こゝういふことになりまして、これはもう純然たる金融機関並みの仕事をやつてゐるといふことを言わなければならぬ。

いろいろ企業の実態からいいますと、資金が必要である。銀行から借りにくい。どうせ高い金利で借りるなら

ば、従業員の金に一割やそこらの金利を払つても、むずかしい、高い金利で借りるよりも得だし、借りる金を借りるのだからいいといふことになりまして、こゝうなると借入金です。これは一つの例を申し上げたので、もし必要なら私のほうには十数項の例を持つております。こゝういふふうにいふおる事業上やむを得ないものといひまして、それが預金という形式になります。これは私は大蔵省の立場でチェックしなければならぬことになると思ふのです。これが今度の法改正に關係があるのです。ですから、私はこの問題はもう少し明らかにしなければならぬと思ふのです。

そこで、先ほど大島局長がいろいろ調査をしてごらんになつたといふようなことで、私は、この基準法によつて認可をして、しかも中止するところの権限を持つて、そういういろいろなことについての罰則規定はちゃんと持つてゐるのですから、少なくとも、これから調査というのではなしに、今日までに調査がもうできていなければならぬはずなのです。これから調査をしていくでは、基準法違反ですよ、基準監督署は、責任は基準局長にある、労働大臣にあると思ふのです。事件がなかつたからといふことで、これから調査するとは何ですか。私は、少なくとも調査はしていなければならぬ。されていなければならぬはずで、さしたがつて、もう一ぺんお尋ねをしたいのですけれども、調査ができておるといふ建前で、していいといふような怠慢はないといふ確信の上に立つて、この機会に資料を要求をいたしたいと思ふのです。いわゆる社内預金を

行なつてゐる企業の数、第二には、その企業内に勤務してゐる従業員の数と貯金をしておる従業員の数、そしてその平均一人当たりの貯金額と全体の貯金総額、過去二、三年の間に事業の縮小あるいは閉鎖等によつて、その貯金及び利息が約定どおりに支払われておるかどうか、もしそれに變化があれば、その内容と実情を、資料としてすみやかに出すように、労働大臣から事務当局に指令をしていただきたいと思ひます。特に、私は、このことを労働大臣にお願ひするのは、やはり監督の最高の責任者である大臣からこのことをお命じ願ひせんと、調査がなかなか出て参りませんから、そういう意味で、ひとつ資料の提供をぜひすみやかにお願いしたいと思ふのです。

そこで、非常に三月中の日数も少なくなつて参りましたから、法案の成立はおそらく政府側は急いでおられると思ふのです。しかし、私たちの同僚である与党の議員の諸君といへども、この法律の改正に直接の關係のあるところの問題について、意見の相違はこれほどあります。佐野の意見には反対であるとおっしゃるの、これはやむを得ないと思ふのですけれども、少なくともこの法律の改正に必要な資料も出ないのに、重要な資料も出ないのに、与党の諸君といへども單なる賛成はできないと思ふのです。資料が出て、その資料によつて討議をして、そこで意見の食い違いのあるのはやむを得ないと思ふのです。しかし、資料もないのに、こゝういふ重大な問題があるのに、資料なしで、よろしい、与党の案であるから賛成である、こゝういふ多数決はこの委員会では与党諸君として

もとらない、こういうふうには私は考えているのですが、そういう意味で、少なくとも今明日のうちにこの資料を出していただけますか。大臣のお答えを伺いたい。

○國務大臣(大橋武夫君) お答えをいたします。御指摘の資料の御要求は、従来労働省といたしましては、さような詳細な資料も調査いたしておりませんので、今明日中に資料として提出することは不可能でございます。ただ、わかりやすい資料は、事業所の数は大体わかっております。そのほかの数字は、まことに申しわけございませんが、今明日中に提出は不可能でございます。

○佐野芳雄君 これは非常に重要な御答弁でございます。一体そういうふうなルールと申しますか、責任ある体制のない、いわゆる勤務先預金を大蔵省は今日の免税の対象にして、しかも大蔵大臣が二日前に私の質問に対してお答えになりましたように、今日の低金利政策、金融正常化に基づいて、非常に毅然たる態度をもってこの方向に大蔵省は御努力を受けておる相互銀行、信用金庫は、これだけの大蔵省のきびしい指導の方針に基づいて、非常に苦しい経営を今後改善しなければならぬわけですね。そういうふうなものと一列同仁に、今労働大臣がお答えになるようなルールな、責任のある体制のない町の一金融機関、しかも内容的には明らかに銀行局長の言う違反的行為である、不特定多数の者から擬装して導入してあるようなものを、免税の対象に一般金融機関と同じようにする

ことが一体妥当なのかどうか。今までは国民貯蓄組合法によっておりましたので、これは別個であります。これは私は非常に重大だと思ひます。だいぶ時間がなくなりましたけれども、この点あらためて伺いたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) 社内預金と俗に言われておりますものに對する大蔵省の考え方を率直に申し上げますと、原則としては好ましい姿ではないという考え方でございます。できれば、こういうものはやめてほしいというのが大蔵大臣としての考え方でございます。しかし、現実の問題として、労働基準法の十八條に基づいて、これらの規定を作らなければならなかったという事実というものを、認めておるわけでございます。これは労使双方が協議をして、こういう制度を作っておるわけでございます。まあ、あなたが先ほど言われましたとおり、運輸手組合でもって、あるいは春秋の旅行に對する積立金というふうなものが非常に大きくなったものが、社内預金というふうなものにも発展してきておるわけですね。ですから、現実問題として、これらの問題に對して税法上の恩恵を与える場合も、現実そのようなものがあるのをごさいますから、これに對しては、これ貯蓄免税の制度をそのまま適用しようというところで御審議願つておるわけでありませう。

そこで、大蔵省の二律背反という問題がございます。先ほど申し上げたとおり、現実的にあるものに對しては恩恵を与えるという方向と、もう一つは、金融業そのものの考え方がらいたしまして、実際上は労働基準法十八條に規定する組合員の預金、いわゆる従業員過半数以上の承諾を得ておるものというよう限定されたものではなく、利息が高ければ親戚、知己、友人等が社員の名において預金をする。まして、たゞいまお示しになったようなことが町にまかれておるといふことになれば、当然出資の「受人、預り金及び金利等の取締等に関する法律」の真つ正面からの違反でございします。で、まあ私はそういう意味では、現実論と、もう一つはこの法律、たゞいま申し上げました銀行業務と類似をしたようなものを営んでおるといふ、営みやすいというものに對しては、何とか処置をしなければならぬという、二つのことを考へておるわけでございます。

まあ、先ほどの御説に對して考へましたのは、労働省と大蔵省との間に十分処置をしまして、まずこの金利等の取締に関する法律によりまして、あなたがさういふようなことをしますと、第十一條以降によりまして懲役もしくは三十万円以下の罰金に処せられるのですよ、こういうことは絶対やってもらつては困る、こういうことを周知徹底せしむる措置を早急にとるべきであるということが一つでございます。それから、もう一つは、少しでも利息が高いという状態を追つかけるために、ついに破産、倒産をしたときになつてから騒ぐというふうな事態に對して、こういうところには預けてはならないのです。また、これを自分の名前を貸して偽装預金をするという組合員自体に對しても、自省をしてもらうということも重要なポイントとして、猛省を促さなければいかぬと思ひます。

条に規定する組合員の預金、いわゆる従業員過半数以上の承諾を得ておるものというよう限定されたものではなく、利息が高ければ親戚、知己、友人等が社員の名において預金をする。まして、たゞいまお示しになったようなことが町にまかれておるといふことになれば、当然出資の「受人、預り金及び金利等の取締等に関する法律」の真つ正面からの違反でございします。で、まあ私はそういう意味では、現実論と、もう一つはこの法律、たゞいま申し上げました銀行業務と類似をしたようなものを営んでおるといふ、営みやすいというものに對しては、何とか処置をしなければならぬという、二つのことを考へておるわけでございます。

ます。それから、もう一つは、労働基準法十八條の罰則は、他の法令による罰則規定を引用しておりませんが、私はやはり労働基準法十八條の左の各号に該當する違反行為をした場合、管理が不適当であつたというふうな場合は、これを返済しなければならぬという規定だけございしますが、私は、少なくともこの金利等の取締法のような項を設けて、こういう法律の違反に對しても直ちに解散を命ずるとか、何年間かかることをやつてはならぬとか、將來これに對して決してこの種の社内預金制度は認めないとかいう法制上の問題もあると思ふのです。だから、これを法制上いかに整備しなければならぬかというふうな問題に對しては、大蔵、労働両省間で可及的すみやかにこれに對して結論を出したいという考え方を明らかにいたしておきたいと思ひます。

最後にお願いいたしますのは、しかし、今日の税法改正で御審議を願つておりますのは、そういうあなたのおっしゃつておるようなことをわれわれ自体もこれから考へ、また当然法の改正等もしなければならぬものに對しては鋭意検討を急ぎ、これが実効をあげようにいたしますが、現実問題としてあります社内預金というものに對しては、現実論からして、少額免税制度を設ける以上、やはり適用範囲から除外をするというところは當を得ておらぬというところがございます。でありますから、この税法のほうはひとつ大蔵省の考え方も十分御理解賜りたいと、かように存じます。

臣にお越しいただいたのですが、時間もだいぶ来ておるようですが、野々山同様も質問があつたのですが、私に道義的に譲つてやるということをやっておるのですが、それにいたしましてこの際に、私は大蔵大臣に御承知願ひたいのですけれども、労働組合が納得しておるとか、労働者が理解しておるとかいうようなことが前提のようなお話をございしましたけれども、実は一日でしたか、一昨日でしたか、総評の代表と同盟會議の代表が労働大臣にお会いして、今社内預金の問題が税法の改正に關係して審議されておるようだけれども、私たち総評並びに同盟會議としては、社内預金に賛成いたしておりません、そういうことで、この際、社内預金についても少し新しい角度からの検討をしてもらいたいという要望をいたしております。したがつて個々の労働者の感じは別といたしまして、少なくとも労働者の組織の代表であるという人たちは、社内預金に對しまして賛成してはいない。そのことをひとつ大臣はしっかり御承知おき願ひたいと思ひます。したがつて、この社内預金は労働組合も賛成しておるのだ、労働者と経営者と取り組んでおるのだからいいのだというところでは全くございせんから、その点ははっきり御認識を願つておきたいと存じます。

○佐野芳雄君 いろいろ委員長並びに理事諸君に御無理を申し上げて、兩大臣にお越しいただいたのですが、時間もだいぶ来ておるようですが、野々山同様も質問があつたのですが、私に道義的に譲つてやるということをやっておるのですが、それにいたしましてこの際に、私は大蔵大臣に御承知願ひたいのですけれども、労働組合が納得しておるとか、労働者が理解しておるとかいうようなことが前提のようなお話をございしましたけれども、実は一日でしたか、一昨日でしたか、総評の代表と同盟會議の代表が労働大臣にお会いして、今社内預金の問題が税法の改正に關係して審議されておるようだけれども、私たち総評並びに同盟會議としては、社内預金に賛成いたしておりません、そういうことで、この際、社内預金についても少し新しい角度からの検討をしてもらいたいという要望をいたしております。したがつて個々の労働者の感じは別といたしまして、少なくとも労働者の組織の代表であるという人たちは、社内預金に對しまして賛成してはいない。そのことをひとつ大臣はしっかり御承知おき願ひたいと思ひます。したがつて、この社内預金は労働組合も賛成しておるのだ、労働者と経営者と取り組んでおるのだからいいのだというところでは全くございせんから、その点ははっきり御認識を願つておきたいと存じます。

努力しておる。そういうふうな労働者の努力の方向と、この社内預金に対する扱いとは逆行しておる。したがって、今までと同じように、いつまでも実情であるとか慣行であるとかということになれば、私は正しい方向にはいかない。特に、もし今大蔵大臣が言われるように、実情がやむを得ないのだからということになれば、相互銀行や信用金庫がやっておる歩積み・両建ても実情やむを得ない点があるわけです。このやむを得ない実情を承知しながら、さらに今後はもっときびしい条件で経営しなければならぬということを御承知の上で、低金利政策、金融正常化の方向に向かっておる。私は、こういうことがありますが、大蔵大臣に御質問申し上げた中で触れませんでした。しかし、関連いたしますきびしい条件については、いろいろいたしまして、そして最後に大蔵大臣にはつきり御確認願ったことは、こういう情勢の中で大蔵省としては金融正常化と低金利政策を推進するためにはきびしい態度をもつて臨んでいく、もし歩積み・両建てについてもわれわれの方向に協力できないという金融機関があるとすれば、遺憾であるけれども、これはもう取り締まってやっていくのだというふうなまでおっしゃっておられるわけですね。そんなら、方針として、法の規定に基づいて正しい運営をしておるものにそういうきびしい態度を持ちながら、今いろいろ御質問申し上げましたように、社内預金のうちにまことに違反行為の少なくない、しかも非常に疑義のある点で、罰則規定がございしたが、私はむしろ罰則規定をふやすのでなしに、そういう罰則規定を行なわ

なくてもいいように監督するのが監督者の責任だと思ふ。起こったから罰すればいいんだ、罰します。そうではないのであってそういう罰則規定をせなくてもいいように、少なくとも監督者は努力しなければならぬ。それをやっていない。ある意味においてやっておるのしょうが、そういう事実が明らかであるものを、なぜ今度の法改正によって新しい前進をしようとするものに、古いものを押しつけなければならぬのか。私はここに問題点があると思う。しかし、両大臣の御質疑の時間が参りましたので、両大臣に対する質問は一応これで終わります。もう少し突っ込んだ質問は、次官なり局長なりと続けて参りたいと思ひます。

なお、同時に、今労働大臣の言われた調査してないというところは、まことに遺憾でございすけれども、しかしそれは事情がそうなら、これ以上追及しません。そこで、なおあとで野々山委員から関連いたしまして御質問があるようですから、ちょっとお待ち願ひまして、今、基準局長のほうから、労働大臣の言われた資料、あるものをきょうじゅうに出していただけたら、その資料が不十分であれば、あらためて資料を要求いたしますけれども、とりあえず、審議を進めるために資料がなければ審議できませんから、とりあえずあるものを出して下さい。それが審議の役に立つかどうかは、その時点においてまた申し上げたいと存じます。これで一応資料の出すままで、私の質問は終わります。

○野々山一三君 関連してちょっと。今質疑やられておった中で、両大臣に

確認というか、その気持を述べられたことについて、もう一べんあらためて確認しておきたいので申し上げます。ですが、文章に書いてありますから、趣旨を書き取って下さい。

一つは、先ほど佐野委員が指摘したように、社内預金の制度が非常に放漫に流れたり、運用が間違つておる。そのために非常に問題を起しておる。そういうようなことがあるものだから、それをこういふ文章でちょっと確認をしておきたい。社内預金に対する実情を見るに、きわめて放漫に流れている実情にかんがみ、監督及び取り締まりの強化などの措置を講ずべきであるということですね。

それから、二つ目は、一般債権と同じように扱われておるために、会社がつぶれるというふうなことになる。これでお流れという場合が多い。ことに、お流れになる場合に、労働組合がまとまっておればまだいいですが、二つ三つに分かれておるような場合、あるいは組合がないというような場合に、多く社内預金というものが運用されておることがある。したがって、法律上預金としての債権、預貯金としての債権を保全するための処置を講じなければ、社内預金制度をやりますといつても、これは意味がないのであつて、そういう制度を確立するという考え方が気持の中にあつたと解するので、それを確認していいかどうか。

それから、三番目は、現状までの運用によれば、この不特定な第三者のものが流れ込んだり、あるいはまた名前が適当になつておつたりというふうなものがある。先ほど佐野委員から指摘したように、非常な勢いで、実は金を集めたいという一策として、会社がその社内預金制度に力を入れておる。これの裏の一面を見ますと、チラシをまいておる。これに応じないやつは会社の趣旨に協力しないのだ、こうパツテンをつける論法、傾向が非常に強いと思う。これは労務管理政策の一翼となつておる。こういうものは、言葉をかえていえば、会社自身のだれかからの金を借りるという性質のものであつて、社内預金としての性質はない。したがって、そういうものは、いい悪いは別として、社内預金のものの考え方からははずしていくことが私の一つと前提になつておる。

そこで、一般の会社の社内預金と今申し上げたようないわゆる借付金的な性質のもの、そういうものははっきりと区分して取り締まるということが必要です。それが一つ。

そして、その社内預金としての金の運用にあつては、もうまるっきり包括委任のようなものです。どんなふうに使われても仕方がない、文句を言ふとまたにらまれる、こういう工合になつておるから、金は預けつばなし、適当にお使いなさい、会社がつぶれたらパーになる、こういう非常に不安定な状態にありながら、行政当局としては、しかし社内預金はやりたいのだという考え方があつて、それで困るのだ、運用にあつては、ちゃんと協定を結んでそれを実施するということなど、社内預金としての制度を根本的に検討し直すということが必要な事態にきておるというふうな考えるわけであります。

この大ざっぱに申し上げた三つのことを、前向きで処理する確認をここで

願えるかどうかということをお両大臣に伺いたい。

○岡部大臣(田中角栄君) 社内預金につきましては大蔵省の考へ方は、先ほど申し上げたとおり、好ましくない、できるだけやめたいのだということだ。それははっきり申し上げました。それはなぜかという、乱に流れやすい、こういう考へ方でございまして、私としては、こういうものに対しては原則的にはそのようなことでございすが、事実あるものに対しては、やめるにしても段階的にどうしなければならぬか、また現在あるものに対しては、労働基準法の十八條に基づいたものとしては、マイナス面をできるだけなくしなければならぬということと検査を行ない、しかるべき方途を立てるということとは当然のことでございます。

第二の問題、社内預金が現在あるのだ、特に十八條に基づいておるのだからという現状認識に対して、債権確保の道を講ずる。この問題は、これは常識の問題でございまして、これは私たちがやるよりも、こういう制度を認めておる以上、しかもこの条文の第一から第四項までをずっと見ますと、労使がこの条項どおりに行なう、しかも労働組合のほうでもって強く、この条文以上自分の債権確保のために協定を行なうということが一番望ましいことだと思ふ。これを法制上やりますと、十八條自体の表現が、社内預金をしていいという社内預金に対して道を開く条文ではなく、準拠法ではない。現在あるものに対してやむを得ない規定として十八條はあるわけでございますから、これ以上十八條に基づく社内預金というものに対して債権確保のため

に云々というようなことが、法制上もしそれをやるとすると、これが一つの金融業務のようなものを現実認識でもって認めなければいけないという問題もありますので、これらの問題に対しては十分検討をしなければならぬ問題だと思ひます。

それ以後の問題に対しては、私の先ほど申し上げたとおり、債権の問題、また制度上の問題、またこれがいろいろなところへ累を及ぼして他の法律との競合が起こらないようにというような問題に対しては、十分慎重な態度で、しかも積極的に配慮いたして参りたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 私、従来の実情を先ほど来御指摘をいただきまして、基準監督署の監督方法がまことに不十分であつたということを痛感いたしました。金融関係の事柄でございまして、今後は銀行局とも十分に連絡をいたしまして、一定の準則に基づきまして厳格なる監督を実施するようにいたしたいと思ひます。

なお、特にこの社内預金を認めておきます以上は、第三者からの借用金をやるといふことは、これはこの趣旨に全く背馳いたしますので、この点についての監督を一そう厳重にいたしたいと思ひます。

○委員長(佐野廣君) 速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(佐野廣君) 速記を起こし。
○委員長(佐野廣君) 次に、外貨公債の発行に関する法律案、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案、中小企業高度化資金融通特別会計法案、以

上三案を一括議題といたします。これらの法案は、二十六日衆議院から送付せられ、本委員会に付記されました。それでは、三案につきまして順次補足説明を聴取いたします。稲益理財局長。

○政府委員(稲益繁君) ただいま議題となりまして外貨公債の発行に関する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

政府は、昭和三十四年度におきまして、米国市場で、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、戦後初めての外貨公債三千三百万ドルを発行いたしました。それ以来、日本電信電話公社債、日本開発銀行債等政府保証の外貨債の形で、主として米国市場を中心として、海外起債市場の開拓に努力して参つたのでありますが、昭和三十七年度におきましては、開銀債二回四千万ドル、電債債一回一千八百五十万ドルを米国市場におきまして、また大阪府市マルク債一回一億ドイツ・マルクを西独市場におきまして、発行いたしました。三十七年度といたしましては、年度合計で四回、ドル換算で八千三百五十万ドルの外貨債を発行することができると至つたのであります。

このような経緯にかんがみまして、政府といたしましては、今後毎年度ある程度外貨公債を発行し得る見通しを得ましたので、今般この法律案を国会に提出いたしました次第でございます。

この法律案の第一条は、政府に対する外貨公債の発行の授權を規定したものでございまして、政府は、予算をも

ちまして国会の議決を経た金額の範囲内で、産業投資特別会計負担の外貨公債を発行することができる旨、及び発行された外貨公債を失つた者に対しして交付するための外貨公債を発行することができる旨を規定したものでございまして。

なお、昭和三十三年年度特別会計予算、予算総則におきましては、この法律案に基づきまして政府が外貨債を発行することができまう限度額を二百十六億円と定めております。これは別途国会の議決をいただきますために御審議をお願いいたしておる次第でございます。

この法律案の第二条は、外貨公債に対する税制上の取り扱いを規定したものでございまして、外貨公債に対する税制上の取り扱い、諸外国が発行いたしました外貨債の例等を勘案いたしまして、通常行なわれておる原則によつて定める必要があるわけでございます。政府関係機関または地方公共団体の発行いたします外貨債につきましては、諸外国が発行した外貨債の例、また戦後わが国が発行した外貨債の例を見ましても、利子及び償還差益につきまして租税その他の公課を課さないのが原則となつております。今回の外貨公債につきましても、これらの例にならしまして、租税その他の公課を課さないものといた次第でございます。この場合に、今回の非課税措置は、税法上の居住者、内国法人、日本に事業を有する非居住者、日本に事業を有する外国法人等に対ししては適用しないことといたしております。この点は、一般に外貨債発行の際に、その利子に対する税制上の取り

扱いといたしましてしつばその例を見るところでございます。

次に、この法律案の第三条は、外貨公債を発行する場合におきまして、発行地の法令または慣習が国債に関する法律の規定と異なりますために、その法律によることができない場合には大蔵省令をもちまして国債に関する法律と異なる定めをすることができまう旨、及びその他外貨公債の発行につきまう必要な事項は大蔵大臣が定めることができる旨を規定したものでござい

ます。

以上簡単でございますが、この法律案の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(佐野廣君) 上林法規課長。○政府委員(上林英男君) ただいま議題となりまして国立病院特別会計法の一部を改正する法律案及び中小企業高度化資金融通特別会計法案の提案理由に補足して、御説明を申し上げます。

提案理由で御説明いたしましたように、国立病院の多くは旧陸海軍病院を引継いだものでございまして、その施設は古い木造施設のものも多く、また一階建ての施設が多い等のため、病院の管理運営上能率的でないものが少なくない状況でございます。そこで、昭和三十三年度までに施設整備費として一般会計から約百三十億円に上る繰り入れをいたして参りまして、その施設の整備拡充に努めて参つたのでござい

ます。

すなわち、昭和二十七年以降、まづ重点的に基幹となるべき十病院の整備に努め、ほほその目標を達しました。が、他面、その他の病院については未整備のものが多く、今後引き続き基

幹病院となるべき病院につきまして、重点的に整備を促進して参りたいと考えております。このため、国立病院の施設費の財源を拡充する必要があるものと考へ、昭和三十三年度からは、従来の制度による一般会計からの繰り入れのほかに、この会計の負担における借入金金の道を開くことといたし、ただいま御審議をお願いいたしております。昭和三十三年年度予算におきましては、国立病院施設の整備費の財源といたしまして、資金運用部からの借入金十億円を予定いたしております。

しかして、この借入金金の道を開きまうためには、国立病院特別会計法に所定の規定を整備する必要がありますので、それに必要な改正案を御審議願うことといたしたものでござい

ます。

なお、改正案の概要は、先般の提案理由で御説明いたしました。が、さらに補足いたしますと、まず、この特別会計で借入金をすることができまうこととするため、第八条の二に所要の規定を設けまうとともに、これに伴いまして、第四条のこの会計の歳入歳出の規定、第七条の予算の添付書類及び第十条、第十一条の借入れ及び償還事務等の規定につきまして、所要の改正を行なうことといたしたものでござい

ます。

次に、中小企業高度化資金融通特別会計法案につきまして、その提案の理由を補足して御説明申し上げます。

提案理由にて御説明いたしましたごとく、政府は今国会に別途、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案を提案して御審議をお願いしておりますが、従来、中小企業振興資金等助成法におきましては、都道府県が中

干病院となるべき病院につきまして、重点的に整備を促進して参りたいと考えております。このため、国立病院の施設費の財源を拡充する必要があるものと考へ、昭和三十三年度からは、従来の制度による一般会計からの繰り入れのほかに、この会計の負担における借入金金の道を開くことといたし、ただいま御審議をお願いいたしております。昭和三十三年年度予算におきましては、国立病院施設の整備費の財源といたしまして、資金運用部からの借入金十億円を予定いたしております。

しかして、この借入金金の道を開きまうためには、国立病院特別会計法に所定の規定を整備する必要がありますので、それに必要な改正案を御審議願うことといたしたものでござい

ます。

の時点で見通しますと、引き続き、まあ発行が、何と申しますか、市場の事情から可能であろう、しかも国内のそういった面に対する需要も引き続いて多いであろうといったような事情

のものにおいてはこのような法律のほ
うがむしる妥当ではなからうか。二つ
の考えが実はあつたわけなのでありま
すが、むしろこの形のほうが妥当では
なからうかということではこのように形
にしたようなわけでございます。

○津島一君 あまりくどく聞くと時
間をとりますから、これは従来の起債
権限の得られる立法とは非常に違つた
ことになっておると思うのです。今
の内国債を発行するかどうかという政
策問題を聞いておるのじゃないので、
内国債についてもこういうような書き
方ができれば非常に便利だと思つて
すよ。予算の定むるところによつて政
府が内国債を発行することができ、
こういう規定を作れば、年々の予算で
どんなやれば、いわゆる個々の内国
債についての起債権限は要らないわけ
になるんですね。そういうことでも
やっぱ立法の形式からいへば可能で
あるということが考えられるから、こ
れはもうたいへんな私は、財政の問題
としてはここに一つの意図が入つてお
ると思つて、それを戦前はなる
べく簡便にしようとしたけれども、こ
の程度までにはいかなかったでし
う。ことに戦後は、予算が通つても各
省の設置法が通らなければ、職員も増
加できないじゃありませんか。だか
ら、予算の定むるところによつて増員
するとか減員することができるとい
う法律だけ出しておけば、設置法は要ら
ないのです。毎議会に厄介なことを
やつてゐるんですね。しかし、そうい
うような、立法のやり方において従来
の規定を破つてもいいことまでいくの
は、どういふものかということでは、
私はこれに賛成なんです。賛成だけ

れども、どうもほかとつり合わないもの
になるのじゃないかということでは、こ
れは外債で済みますから、こうやつてお
けば便利じゃないかというくらいの間
題だけに考えないほうがいいんじゃない
かという私の感想ですが、これは反
對するわけじゃないけれども、それが
一点です。これ以上申し上げません。
それから、次の第二点の、第二条に
非課税という規定がございます。これは
前の法律にもこのとおりの大體規定が
あつたのをそのままこゝへ書こうとい
うので、これも別に異議を申し上げる
わけじゃないのですが、これは主税局
長にお伺いしたいのですが、いろいろ
な起債の発行に関する法律の中で、そ
の発行したものの税金はこうするのだ
というのを一々こういう立法の中へ
税法規定を入れていくということであ
れば、これは特別措置法なんというの
は要らなくなるのです。いわゆる助長
する産業のところへ書けばいい。これ
も公債発行を容易にするための法律で
あつて、しかも課税の問題で非課税に
しようという一つの特別措置であるわ
けですね、これは。それならば、むし
ろこういう起債法規の中に課税法規を
入れないで、これは立法の形式で、
反對じゃないのです。これは特別措
置法の中に入れる規定をわざわざこゝ
に盛り込む必要があるかどうかという
立法の形式の問題ですが、しかも現在
の特別措置法は、御承知のように、戦
前外債はこれと同じような趣旨の規定
があるわけですね。その法律の規定の
中に、これから発行される外貨公債と
いうか、第何号の外貨公債について、
戦前外債と同様の特例を設けるとい
う、文章は別としてですよ、そうすれ

ば簡単じゃないかと思つて、法文
を引用しないで。しかも、所を得てい
るのじゃないかと思つて。私は、税法規
を見たり、全部あつちこち、通産省
の法規を見たり、農林省の法規を見
たりしたけれども、税のことならここに書
いてあるという立法形式がいいんじや
ないかという観点から、この今新たに
こしらえるこの法律に、またこの二
条——これは戦前外債の非課税の規定
を特別に設けられましたね、あの規定と
違わないんですよ。しかも、こゝへ第
何条何項という規定を引用すると、読
んでもわからぬです、私読んでわから
ぬから、法文を書いてもらつたりなん
かしたんですが、結局そういう立法形
式がいいんじやないかという考えなん
です。主税局としてはどういふお考え
ですか、ちよつと承りたいのですが。

○政府委員(村山達雄君) 今先生お
しやつたのも確かに一つの考え方だ
と思つて、ただ、現在、外債発行につ
いて非課税の規定を設けておりますの
は、一つは、政府の発行したもの、そ
れから電報とか日發、これはそれぞれ
基本法がございます。こういうもの
は、それぞれその単行法の中でう
たつてゐるわけでございます。それで、
今度は、外貨国債の発行が、これが一
本になるかどうかわかりませんが、こ
れはおそらく今までと違ひまして、こ
ういふ一本の形になつておる。ここに
入れますと、これで全部包括的にまか
なえるわけでございます。

いま、先生がおっしゃる通りに、特
別措置法の中に規定するとすると、ど
ういふ形になるかと申しますと、これ
はおそらく、かりにおっしゃるのも、
政府のお話じゃないかと思つてござ
います。それぞれの政府機関とか、あ
るいは半官半民のものをすべてやる
ということになりまして、これは一々内
容を審査しなければいけませんので、
そういうことじゃなくて、政府につ
いてどうかというお話であると思つて
ございますけれども、政府のやる場合
でも、現在の租税特別措置法の形でい
いますと、一つ一つの税目について書
く形でございます。所得税は所得税、
法人税は法人税、相続税は相続税、印
紙税は印紙税、それから地方税は地方
税法の中に書くわけでございます。そ
うすると、今の租税特別措置法の形を改
めれば別でございますが、今の租税特
別措置法の体系のままでやるというこ
とにいたしますと、先生の言うような
ことになりまして、同じ政府発行の
公債について、それぞれの場所、国
の租税特別措置法の所得税のところ、
法人税のところ、それぞれところで
全部書かなければならぬ。さらに、
地方税法のところへ書かなくちやなら
ない。それとどちらがいいだろうか
というところを考へてございまして、
それらを考へ合わせまして、現在のと
ころはここに盛つてあるような形にな
つたということでございます。

それから、戦前のお話の六条の關係
は違ふ事項でございます。
○津島一君 そうすると、戦前外債
については措置法の第六條かなんかに
書いたのは、あれは個々の税種に
て別々に規定を置くということなし
に、一とこゝへまとめてあれでいいよ
うになつてゐるんですか。これはまあ
昔のことを聞いてもおかしいと思ひま
す。

○政府委員(村山達雄君) これはやは
り、六条は直接には所得税だけをう
たつております。それで、御案内のよ
うに、戦前外債債につきましてはそ
れぞれ約款でそれぞれの個別条件がき
まつておりますので、その個別条件の
あるものにつきましては、戦後も、税
制の建前は変わりましたけれども、そ
の免税約款が有効である限りそれによ
ります。それがまあうしろにも書いて
あるわけでございますが、かりに免税
約款が具体的に何も取りきめてない
という場合におきまして、戦前は支払
い地課税主義をとつておつたわけでご
ざいます。所得の発生は支払い地にお
いて行なわれるということでございます
した。ところが、戦後は支払い地
が——発行してゐる法人の所在地に所
得が発生するという形をとつてゐるわ
けです。ところで、戦前の外債の利
払い地はほとんどが外国であるわけ
です。したがつて、戦前では当然非課
税、戦後は当然課税になるわけでご
ざいます。その間の経過をきめまし
て、それで、そういう約束で発行して
いるものについて、戦後国内の税制の
建前が変わつたからといって課税する
ということはおかしいことではござい
ますので、当分の間非課税と、かりに免
税約款がきめてなくても、当然その当
時の引き受けた人は非課税になること
を予定して買つてゐるわけございま
すので、その点もまた非課税にする
というのを六条であわせて書いてある
わけでございます。

○津島一君 それでは、今回発行す
る産投會計の外債と、戦前の事業債が
あるんですが、それとは違つたもので
すか、外債として。つまり、前の外債
は約款において免税事項があつたから、

これを措置法で追認して、まあ立法のいわゆる非居住者に対して支払い義務者の権利を認めようというのがあるために、措置法でもってそれは課税しないんだと、こうしたわけですね。今度も、これはやはり日本が債務者でしよう。それならばかけてもいいんだと。がしかし、かけないんだというのがこの法律でしよう。かけてもいいものをかけないというところに特別立法があるんですね。その点は一つも変わらぬじゃないですか。

じゃ、前の所得税法の例外として戦前外債にね、それはほかの税種のとこは課税するからぬのですか。すべての租税を課さないという約款になっているんですからね。そうすると、あそこへ持っていったから、いわゆる一度、何か特別措置をはかの租税ごとにみな書かなくちゃいかぬという立法技術というものは必要なんですか。特別措置法だから、一本で、何々税何々税は課さないと書けばいいんであって、しかも戦前外債については所得税についてはこうするということを書いてあるだけで、それと同じことを書いてたら目的を達するんじゃないですか。何か非常にむずかしい立法技術が要すると言いますが、それはあとで私聞きましょう。そういう説明では納得できない。まあその程度にしましょう。

それから、最後にもう一点ですが、これは大蔵大臣に質問したいと思っておった点ですが、どうも主税局長と理財局長とは困難と思いますが、この外債がこういうふうな書いてある、それ以外に外債の発行は予定されているものがあるし、いろいろあるんです。東京湾のあれも出ておるんです

が、この外債の発行というものは、大蔵大臣の職権範囲ですね、これは。これだけは間違いないと思うんですね。そこで、この法案がそういうように一般的な権限でもって起債をやり得るようになるとするのは、今後も相当多いだろうということが予想され、また計画としても多いものがあるわけですね。

そこで、外債発行の仕事を大蔵大臣がやるんでしようが、出先の機関はどうかという問題です。今たとえば大蔵大臣の代理というか、権限を委任されたものとして、これはニューヨーク市場でしようが、これも話がはつきりしていると思うんですが、どういう機構になっているんですか。受け入れ交渉体制ですね。外務省は別ですよ。これは権限外ですからね。それは協力はしなければいけません。それをひとつ公務員からでも、理財局長からでもいいが、これだけどもん出てきて立法の形態まで変えていこうというふうな時期に、一体向こうの折衝をする権限を委任された機構ですね、それはどうなっているんですか。

○政府委員(福益繁君) 私どもも、まあ政府保証債、ことに今回のような国債というふうな形で外国で発行するということになりましたと、直接政府として外国のアンダーライターといういろいろな折衝をやる必要が起こって参るわけでございます。条件の交渉もございまして、そういう意味で、実は私も正直なところ、特にニューヨークなんかにおいてはこういう面での有利な条件で、また市場の情勢も常ににらみ得るような、そうして発行するときには有利な条件が獲得できますように、そう

いう交渉をする出先の機関というものを、実は何と申しますか、相当な機関を置いていただくのが望ましい、かように実は常々考えているわけでございますが、現状を申し上げますと、御承知のように、戦後は出先の者が全部外務省の系統で一本になっております。私のほうからも実は出向の形でニューヨークに領事という資格で実人が派遣されて、こういってニューヨークにおきまます外債その他いろいろな大蔵関係の仕事が非常にふえて参っておりますので、そういう関係もありまして、現在大蔵省から参っております総領事館の中の領事、これに大蔵事務官の資格を別途兼務の形で与えまして、こういった関係の直接、何と申しますか、国債発行といった大蔵省の専管の事項であります。こういった事項については、極力そういう兼務の形で大蔵事務官の資格でいろいろ現場でもって折衝してもらっている。いろいろ市場の情勢を探ることをいたしたり、あるいは条件の交渉をしたりするといふようなことをやってもらっているのが実情であります。できれば、さらにそういう機構を充実したものにしたいというふうな、かように希望としては持っております。

○津島壽一君 それじゃ、私はあと政務次官を通じて大臣にもその希望を申し述べていたのだと思うんですが、領事が世界の最高峰にある金融機関の首長と対等に話ができるということとは考えられないのですよ。もつとここにいる人のことを言っているのじゃないのですよ。非常に有能な人ではないかという人は、私は

否定できない。しかし、ものには大体的な限度があるのです。これは領事の力をもつてなかなかやれないものもあるし、また相手方からいえば、世界の金融界のオーストリチ、最高峰にいる人対等に交渉するということは、これは私どもとしては非常に困難だと思っております。これは大蔵大臣に行つてやれば一番いいのですが、そうはいきません。それで、これだけ外貨需要が多くなつて、この形容を見まして、保証債もたくさん出ようというときに、総領事の下部組織の者がそれはいろいろやっていますというのでは、どうも相手方から見ても感じが悪いと思ふんです。そういう意味において、私はこれだけの大きな計画を持って、将来大いにやるんだ、それが日本の産業の拡大に非常に寄与するんだという大きな方針であれば、私はやはりこの体制を早く整えないと、何か片手間でやっているような感じを諸外国の人に与える。

そこで、みずから出て来るんです、外部関係の銀行業者は。そうしていろいろなところを歩くわけなんですね。これは昔はあまりなかった。それは特別な起債についてはあった。政府債のことで外国の人がやって来て、こちでいろいろ話し合うということはないんで、それは高橋是清さん以来、若槻さん、水町さん、森さん、そういう二十年、三十年の間というものは、そういう人が常時おつて、非常に信用を博して、向こうの事情もよく知り、そうして相手に対しても非常な信頼を受けて交渉をするところに、やはり何というか、向こうも満足し、まあ目的を達し得るにも非常に十分なことがあると思うので、私は、どうも戦後の機構として非常に、これだけ大きな仕事をやるうといつておるときに、領事を置いてあるからいいのだというふうなことは、私は問題にならぬと思うんですが、言葉が過ぎるかもしれない。私が、これは私の自分の体験からそういう話をするのですから、よく大蔵大臣に政務次官からお伝え下さい。内外でそういう声を聞くのです。だれが日本政府を代表しておるかということをよく聞くのです。でありますから、ひとつ根本的にこの問題は、もちろん外務省の権限をどうするということは絶対にいけないことであるけれども、代表資格はちゃんとしたもので、向こうのりっぱな人となつたもので、対等なというか何かそういうふうな地位、それから長くおつて向こうの事情をよく知るといふことでないと、私はそれは片手間ではいかぬと思う。そこで、政務次官がもし私の意見に同調するならば、きょうは大蔵大臣のいるところで私は言おうと思つたのだが、陰で言うよりは、この法律案が出た機会に言うのが私の義務だろうと思うから、非常に耳ざわりかもしれないけれども、ひとつ政務次官から御所見を承りたい。

○政府委員(池田清志君) ただいまの御発言は、私も政府にとりましてまことに重大なる示唆をお示しいただきまして、深く感謝を申し上げます。この法律を御立法いただきました後におきましては、予算の定めるところによりまして、その年における外国債発行の限度がきまつて参ります。これを実行いたしますのは大蔵大臣であります。大蔵大臣は外国市場の機構等を

勘案いたしました。それをその年度内に何回募集するかというようにことを運ばしていただくわけでございます。

つきましては、外国債の募集に当たりますわが国を代表する機関と申しますが、これが外国から信用を与えられものであるならば、これは今御指摘のとおりでございます。ところが、現状におきましては、御不満をいたしておられます。御不満でございますから、外国債募集においても、今後たび重なることを予想いたしまして、ただいまの御指摘は大蔵大臣にもよく報告いたしまして、政府、われわれもいたしまして、外国駐在の機構と申しますか、そういうものの整備につきまして努力をさせていただきます。

○小酒井義男君 所得税の関係で、二点お尋ねをしたいのですが、他の委員からあるいはすでに質問された点に触れるかも知れませんが、そういう点がありましたら、ひとつ簡単に答えていただいて、あとは記録を見せたいだけだと思います。

第一点は、源泉所得の関係であります。たとえば一般給与所得者のベースが一〇％アップしたという場合に、税収の面でどういふような数字が出てくるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) これは、もちろん、個々の人の負担といたしましては、それぞれその累進税率の違いはありますが、税収総額というところになりますと、大体給与が一上がりですと、税収では二ないし二・二くらい上がっておりますというのが過去の実情でございます。

○小酒井義男君 これは予算の説明書を見て感じたことなんです。源泉分

の過年度の補正後の金額と現行税法による収入の見込み額、この金額を比較してみますと、私の計算でいきますと、前年に比べて千二百九億七千九百万円ですかの増収になるのです。ところが、これを同じく前年度の数字で率を出してみますと、二八％になるわけなんです。こういうふうな増収がふえてくるということになると、今のお話ですと、やはり相当今年度も給与の引き上げがなければ、こういう数字が出てこないのじゃないかと思うのです。そういう点で、どのくらいのものを見込んでこの数字を出したのかということ、実はお尋ねしたかったわけなんです。

○政府委員(村山達雄君) 三十八年度の源泉給与の税収の見積り基礎といたしましては、雇用がどのくらいふえるか、それから賃金水準でどのくらいふえるだろうか、この二つの想定の上に基づいては、大体前年度対比四・五％ぐらいふえるであろう、それから給与水準は六％ふえるという基礎の上に、税収の積算をしているわけでございます。

○小酒井義男君 御承知のように、一部の産業では、人員が減ったりあるいは給与の引き下げがされている部分があるのです。そういう情勢の中で、六％程度のベースアップでこれだけの税額が出るということは、少し納得がいきかねるのですが、もう少しベースアップがなければ、これだけの収入には私にはならぬのじゃないかと思うのです。

○政府委員(村山達雄君) 計算には間違いないと思ひます。ただ、その見込

みの基礎が合っているか合わないかというところでございます。

ちなみに申しますと、今度の予算編成に伴う経済指標の閣議の見通しでは、雇用が四・六％でございますか、それから賃金のはうが六・九％だと思ひます。それくらい見込んでいられるという情勢でございます。ただ、御案内のように、これは給与全体でございます。こちらのほうは失格者の分は除かれております。したがって、日雇い労働者の分であるとか、あるいは家事使用人二人以下のものについては、源泉徴収は働きません。こういう部分は落として計算するわけでございますので、今大体下のほうはずっとふえている状況でございます。閣議の見通しの数字よりは若干雇用、賃金とも落としたところで計算されている、こういう次第でございます。

そうやうなときに、税収が幾らになるかというところについては、実は、各階級別に全部計算しているわけでございます。その積み上げ計算の結果、こういう答えになります。総体的に申しますと、大体給与所得が一ふえたときに、税は今までの経験では二ないし二・二くらいになっております。今度の予算の、もっぱら積算の結果ではございまして、出しますと、同じような答えになっていると思ひます。

○小酒井義男君 これは先の話です。議論をするだけになると思ひます。この、具体的にもう一つの問題で、これは質問というよりも、むしろ私のほうからいろいろな意見を申し上げて、政府でひとつ考えてもらいたいという問題なんです。実は退職金に対する税金の問題なんです。

第三十一国会のときに、例の百万円まで控除するという法律が大蔵委員会にかかった。その当時、私、大蔵委員会におつて、そうして百万円で打ち切るといふことになる、たとえば十五から五十五の定年まで一般に勤続すると、四十年になる。そうすると、四十才まで一年に対して三万円、五十才まで四万円、五十才以上五万円という控除で累算すると、百四十万の金額になるのに、逆に、かりに二十才で入って五十才でやめれば、これは三十年勤続で百万円の控除になるのです。それは矛盾があるじゃないか、もっと続けて控除してもいいじゃないかという意見を申し上げたことがあるのです。しかし、百万円という大ざっぱな引き上げをするんだから、今度はこれで通して、あとはひとつ検討をしたいということだったので、私の記憶では、そのときに政府のほうの意見として、無制限に控除をしていくと、退職金をよけいもう人が控除が多くなつて、長く勤続して退職金をよけいもう人が非常に控除されることになるので、そういう弊害があるという意味の意見が出たのです。私は、それなら、一般の民間の産業なりあるいは公務員の勤続年限なりを考へて、一定の年令で制限をしたらいいじゃないかと、こういうことを言っておつたと思ひます。

の三月二十一日で私は定年をして、自分の問題は解決が済みましたから、この機会にひとつ、これの手直しができぬだろうかというのを考へるのである。

一般の私どもの周囲の例を申し上げると、定年退職して退職金をもらつて、それをどういふふうに使つておるかという、相当数は在職中に、子弟の教育なり、あるいは結婚の費用というふうなものに前借りをしておる。退職金をもらつて返すというものが相当あります。また、退職金をもらつて自分の家を作るといふのは、これはいいほうです。そういうふうな実情にあるということ、それから、五十五ぐらいの定年でやめて再就職をしようと思つても、なかなか困難です。そうすると、年金を掛けておられる公務員の人、若年の年金が出ますけれども、民間の場合の収入というものは、退職金をもらつた人はどうして七十才という平均寿命まで生き延びるかということを考へると、むしろ若年で定年退職になるような者に対する税率を考へてやる必要があるんじゃないかというふうには私は思ふのです。それで、現在の三万円、四万円、五万円というのを、これをストレートで最初から五万円であつていくというところは、どういふ弊害があるんだらうか、こういうことを考へるものですか、なければ、そういうふうにするに比べて、比較的年令の若い退職者に対して税負担を軽減することができ、こういうふうな結果になると思ふのですが、そういう私の考へ方に対して、政府の考へ方をひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(村山達雄君) これは、今

御指摘のとおり、三十六年に実は百万円という制限を取ったわけでございます。そのときの考え方は、大體定年が、普通の民間の例をとりますと、平均五十五才になっておる。そこで中学卒、高校卒、大学卒で、今の三万、四万、五万という基準で、百万円で頭打ちをしたときに、どれだけ切られるかというのを計算してみますと、大学卒では二十一万円、それから高校卒では三十三万円、中学卒では約四十万円程度まで頭打ちになってしまふ。それがどうも——これは税制調査会でも審議したわけでございますが、その事由が、どうも財源の關係でということもおかしいし、それからまた負担力の關係からいっても、担税力等の照應關係からいっても、頭打ちというのはいかぬものであらうかということ、現行法のような、その頭打ちを全部取ったわけでございます。

なお、退職金につきましては、全体として、これはいわば過去の勤務に対する対価として出てくるわけでございますから、現在のままでいいかどうか、あるいは一律にすることがどうか等いろいろ問題は多いわけでございますが、今後われわれとしては引き続き検討したいと思つておるわけでございます。ただ、まあ検討のあれではございませんが、一律というのと、それから少しづつかさ上げするのと、その年令によつて段階をつけていくのと、どちらがいいであらうかというあたりが、少し問題として残るのではなからうかと、かように考へております。

論を出して対処していただきたいと思ふのです。ただ、私がこういふことを今の時期で申し上げてゐるのは、国内のいろいろな経済的な変化に伴つて、若年で退職をする人が、こゝしあたりは相当出るのはないかという気もするのです。そういう層をできるだけ優遇するといひますか、あれするに、若干でもこれによつて減税というところであれば、それも一つの政策としてでも考へられるのではないかと、ふうに思つておりますので、ひとつ御検討いただきたいと思ふのです。

○委員長(佐野廣君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐野廣君) 速記を起こして。

○永末英一君 法人税で一点、小さな件でございますが、お伺いしておきたい。各法人が書籍を購入する場合に、損金とみなされ得るものと損金とみなされ得ないものについて、ある基準を設けて示達をしておられるようですが、その基準について御説明をお願いいたします。

○政府委員(村山達雄君) これは、おそらく国税庁の通達の問題だろうと思ひますが、私手元に持つておりませんが、つまびらかにいたしませんか、おそれ、常識的に考へまして、資本的支出と思はれるものは、これは損金にしませんし、それからその業態から見て経費と認められるものについては、もちろん経費でやつてゐるだろうと思ひます。ですから、貸本屋が本を買つてゐるというところ、すなわち、この辺はおそらく資本的支出で扱つてゐるのだらうと思ひます。それから、資本的支出と認められて

も、例の減価償却一般のこれは通則でございしますが、それが一万円以下であれば、特に取り扱いの便宜をいたしまして、法律でそれは一時的に損金にしてもよろしい、こういう規定は法律上あるわけでございます。

○永末英一君 会社が法律上いろいろなことを研究しなくちゃならぬというので、ワン・セットになった法律全集等を買ひ込むこと等もあります。それから、特にまた技術研究を要する会社であつて、そういう書物を買ひ込むところもある。これが一万円以上の場合がたゞさんあると思ふので、そういう場合には、一万円以上というものは、一体一点ずつについて考へてゐるのか、それともワン・セットになったものについて考へるのか、その辺のお考えは一体大蔵省はどう考へておられるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 私の記憶しているのは、たしか償却のところは、一個または一組というところ、その一個または一組というのは、それぞれ償却資産ごとに、常識的に判断するということだろうと思ひます。ですから、まあ今の全集でございますか、全集ですとおそらく、何でございませう、全体で見るのじゃないでしようか。

○永末英一君 つまり、数冊でもつて一万円以上になる場合と、一点ずつ買ひ込めば一万円以下の単価であるから、それは経費で落ちる。ところがたとへば三十巻一組のものを契約をする、そのうすと一冊二千元にしましても、それははるかに一万円をこえる。そうすると、それは一万円以上であるから、今のような基準をオーバーしてゐるのか。

らだめだ、こうなる。そうすると、同じものであつても、買ひ方によつて変わつてくる。これじゃどうもおかしいではないかという感じがするのです。が、いかがですか。

○政府委員(村山達雄君) まあ詳しい答弁は、今の通達を見た上でないと申し上げられないと思ひますが、まあ買ひ方によつて違つては困るということでございます。

○永末英一君 それでは、通達を御研究なすつて、要すれば、国税庁の責任者に來ていただいて、その点のことをひとつ明らかにしたいと思ひます。

○委員長(佐野廣君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐野廣君) 速記をつけて。

○鈴木市藏君 この外債発行に關する件で、ほんの簡単な点ですけれども、二点ばかり聞きたいのです。

一つは、今まではずっと、三十四年の一月に行なつた以外には、ほとんど大部分は政府保証債でいつたわけですが、四、五年たつた今日、なぜ一体、それと似た國債としての産投外債でやられるのか、この理由が今までのところ不明確なんです。これを明らかにしてもらいた。この質問が一つ。

全部質問を言ひましよう、時間の關係もあるから。つまり、再び發行に至つた理由ですね。で、なぜ今までのような政府保証債の形における、たとえば開港とか道路公団とかいったところではいけないのか、そういう理由について、ひとつお尋ねをしたい。

それから第一回のときは、多分大蔵大臣は佐藤さんでしたね。それで、このときには外債發行への、要するに國

債としての外債發行への突破口をこゝで開くものではないかということ、當時予算委員会でも議論の対象になつたことは明らかです。ところが、それは財政法のワケ外だというやうな口実でお逃げになつて、第一回はやられましたが、その後はまたいろいろな政府保証債をずっと続けられましたけれども、今回同様に、あのときの三十四年の一月にやられた外債の引き受け手であつたファースト・ボストンと同じやうに、聞くところによると、今度もファースト・ボストンでやられる。これは一体、何か日本の外債とファースト・ボストンとの間に特殊な關係というものが考へられるのか、これは一体どういう理由に基づくものか、この点を第二点として質問いたしますから、明らかにしておいていただきたいと思ふのです。

それから、第三点はですね、これは若干意見も入るかと思ひますが、やはり今後はですね、今後は多くは、この外債を募集する場合は産投外債一本の構想でいくのではないか。しばしば新聞で報ぜられるところを見ると、大蔵省の基本的な考へ方は、どうもそのやうにしか受け取れない。産投外債一本で今後はいくという構想をお持ちであるかどうか、この点も第三点として御質問しますから。

それから、四点はですね、三十八年に産投外債六千万ドルですが、逐次年をおつてこれを増加していくやうな考へ方を持つてゐるのかどうか。これは三十八年度一年限りの外債募集であるのか、今後とも引き続き延長し、あるいは増加していくやうな方向をとらうと考へてゐるのか、このことを。

以上質問した点ですね、四点です。委員長、一括質問しましたけれども、時間の関係で、これを答えてもらいたいと思います。

○政府委員（稲葉繁著） お尋ねの第一点であります、三十四年一月、お説のように産投国債という形で外債を発行いたしました、で、それ以後、これは一回限りでありまして、それ以後は電債債、開銀債、こういった形で、いわゆる政府保証債の形で、ついせんだったの二月に開銀債をこめまして、五回ほど出して参っております。ところで、今回なぜ国債にまた戻ったのかというお尋ねだと存するのであります、これはまあいろいろ理由があるわけなんです、一つは、三十七年度が実績で申しますと八千三百五十万ドル、これはマルク債も入った話ですが、マルク債の二千五百万ドルを除きますと約五千八百五十万ドルであります、ニューヨーク市場で発行いたしております。今回は一応国債の形で六千万ドル、政府保証債の形で四千万ドル、計一億ドルを出すという計画です。

国債をとりまして一つの理由は、たまたま三十八年度に、戦前に発行いたしました外債債の満期償還が三千万ドルくらい、二つの銘柄であります、来るわけでありまして、一つの考えといたしまして、そういう国債の償還時期が参りますと、これを借りかえてはどうかという一つの考えがあったわけなんです。いろいろニューヨークの市場でこの点をサウンドいたしてみますと、おおむねやはり借りかえというのは最近、何と申しますか、人気が悪いとい

いますか、やはり満期にきたものは一

応償還してもらって、その償還することによって一つの新しい外債発行に有利な条件がそこに出るのだと。それだけのものをまるまる引き受けるということにはならないが、非常にそういうものをしやすき空気ができる、と、そういうような事情もある、と、たまたま三千万ドルという国債償還があれ、この際は国債で出すというところが非常に受け入れやすくなる。これが一つの理由と申します、原因になったわけでありまして、要するに、戦前の外債債の満期償還が三十八年度に三千万ドルほど来る、この点が第一点であります。

それから、いま一つの事情は、いろいろ来年度の財政の原資を考えました場合に、この際有利な条件で借りられるものならば、市場が許す限りひとつ発行したいという考えが基本にありまして、そういたしますと、政府保証債よりも国債のほうがより有利な条件で出せる、額も多くなるであろうという見通しが立ったわけでありまして、これが、いつてみますれば第二の理由であります。

したがって、国債、これはまあいろいろ考え方があります。実際は開銀にこれを貸し付け、また一部は道路公団に貸し付けるわけでありまして、から、開銀債なり、あるいは道路公団債というものを貸すのと実態は変わらな

うといった国債を出すのではないかと、うお話であります、御指摘のよう、に、第一回の産投外債を出します場合には、いろいろアンダーライターについて検討いたしました結果、ファースト・ポストンを選んだわけでありまして、いろいろ理由はあったわけであり、ますが今回またファースト・ポストンを一応アンダーライターとして実選ぼうと考えております。考えておりますが、この点はニューヨークのいろいろ起債市場の慣行その他を調査いたしました結果、すでに国債という形で、かつてそういった、何と申しますか、引き受け業務をやつてもらったところに特別な悪い事情がない限りは、諸外国もニューヨークでいろいろ外債を発行いたしておりますが、おおむねその当初の運びました引き受け業者に引き続き依頼いたしておるという、こういう事情が伝統的と申します、慣習としてあるわけでございます。そういう意味におきまして、今回外貨国債を出すというのに、かつていろいろ世話を頼んだファースト・ポストンから、かに切りかえるということとは、そういう慣行にも反することにもなる、かえつてまずいことになるというよう

な事情がありまして、一応今回もファースト・ポストンに依頼したい、国債についてであります、そういうような考えであります。

それから、お尋ねの第三点、今後も産投外債一本でいくのではない、つまり、要するに政府保証債をなくすのではないかと、これはいろいろ私ども

あります、いろいろ機関投資家その他のあれを調査いたしました、やはりある程度銘柄にはバラエティがあったほうがいい。正直に申し上げまして、過去に発行いたしましたもので比較的人気のありますのが電債債なのであります。御承知のように、アメリカではこの電債債というものが非常に受けがよいわけですが、そういったアメリカでの電債債の市場が反映いたします、いもありますが、日本の外債の場合には、政府保証債の場合に電債債の受けが一番よろしい、こういった事情があるわけでありまして、そういった点から、今回も、先ほど申し上げましたように、たまたま三千万ドルの満期償還が参ります機会でありまして、新しく道路公団債といった銘柄を、なじみのないものを出しますよりも、そういった点で国債にしようというのをやつたわけでございます、国債一本にいたしますと、また目先のいわゆる投資家に対する魅力が薄いと申す、情があつたわけ、そういう一応事情がございまして、今回は一応年四回発行ということにいたしました、うち二回は国債の形で出す。一回は、そういったバラエティと申します、目の先の魅力と申します、そういうものを要する意味におきまして、電債債を出す。いま一つは、東京都債、これは戦後初めてであります、戦前から東京市債というものが出ておりました、ある程度なじみもあるし、非常に受け入れやすいだろう、こういった事情もありまして、今回は国債二本、電債一本、東京都債一本といったような銘柄の選定をいたしましたわけでございます。

今後のことにつきましては、何も私ども国債の姿一本にしりたいという考えは持つておりません。できるだけ有利な条件で、投資家にも魅力のあるような形で発行することが消化を円滑にするゆえんではないか、このような観点から今後銘柄は選定したい。もちろん、国内の資金需要との関係もございまして、こういった点をにらみ合わせまして、国内、国外の事情をにらみ合わせまして、銘柄の選定を行なつて参りたい、かように考えております。

第四点の、六千万ドルという外貨国債、この国債の形で出すのか、またこれをだんだん増加させていくのかと。ただいま申し上げました点で大体関連してお答え申し上げたと存じますが、要するに、私どもとしては、国債一本でやつて参るといふことは別に考えておりません。国債がいい場合には国債を出します、ある程度はやはり銘柄にバラエティがあつたほうがいいという点は十分加味いたしまして、銘柄の選定をやつて参りたい。したがって、国債が今回の六千万ドルから、さらに国債だけの形でどんどんふえていくといったようなことは、現在の私どもとしては考えておらないわけ

です。そのときどきの国内での資金の需要面、海外における起債市場の事情、そういったものを考え合わせまして選定して参りたい、かように考えております。

○鈴木市蔵君 質問については大体答えをいただいたと思うのですが、これからちょっと若干意見になるかもしれませんが、政府保証債よりも産投外債のほうがニューヨーク

よりも産投外債のほうがニューヨーク

の市場としての受けがいい。先ほどの御説明にもあったような方向での御答弁だとすれば、これからはやはり外債という形が政府保証債に優先して行なわれる可能性は増大するものと、そういう方向へはつきりと今回の六千万ドルは踏み切った、そういう性格を持つたものだということに見ざるを得ないわけですね。それで、これは今後の一つの大きなやはり問題点ではないかというふうに私たちは見ているわけですね。

しかも、それがますます依存の傾向を強めて、やはりアメリカへの金融的な依存度が一そう強まっていくということについては、これは日本の財政金融の面において十分に警戒をし、考慮をしなければならぬことであるにもかかわらず、こういう点についての大蔵当局の見解は、必ずしも今の質問の中では私たちが納得せしめるものではなかったと思うのです。その点、最後に重ねて今言った点を一つお答え願いたいということ、もう一つは、ファースト・ボストンというものの、つまり資料が全然われわれの手元にならないうえ、それから、その外債を引き受けるところのアウトラインさえ、われわれは正式なものとして受け取っていないわけですね。ですから、次回までにひとつこのファースト・ボストンのアウトラインでけつこうですか、われわれの審議の資料に提出してもらいたい。以上の二点です。

○政府委員(稲益繁君) 国債の形でどうもやはりふえていくのじゃないかというお尋ねであります、先ほど来申し上げましたように、私ども、たまたま三十八年度が国債の満期償還が三千万ドルあるということで、国債が二

本、六千万ドルと、非常にふえた形になっているわけですね。これも先ほど来申し上げましたように、やはり起債をいたします際に、確かに国債のほうが一、回の発行額なりあるいは利回りなり、こういうものが若干私どものほうにとつて有利になるといふ事情が前提になつておきまして、これも御説明が、過去におきまして、これも御説明申し上げましたように、電電債なり開銀債なりというものが、すでに数回政府保証の形で発行されておきまして、ニューヨークの市場でかなりなじみが出てきているわけですね。こういったものはやはりできるだけ過去におきまして、そのためにはアメリカの引き受け業者もかなりな努力をいたして参ったわけでありまして、こういうものを、せつかくそういつたある程度開拓されました分野を、何と申しますか、打ち切つて国債一本にしぼつていくというふうなことは、かえつて逆に市場の受けとしてもどうだろうかというふうな点を実は私も考えているわけですね。まあ六千万ドル、二本といたうのが、今後さらに国債だけの姿でふえていくというふうには、私も実は考えておかないわけでありまして、やはりできるだけそういつた過去において開拓いたした参りました政府保証債の信用と申しますか、そういうものは今後とも引き続き活用して参りたい。したがって、国債と政府保証債というものを、そのときどきの国内の資金需要なり、あるいはニューヨークの起債市場の受けなりといったようなものを勘案いたしまして、いろいろな組み合わせを考えてやるべきじゃないか、かように考えているわけであり

ます。
それから、先ほどのファースト・ボストンにつきましてもアウトラインというお話であります、さつそく資料を提出するようにいたします。

○委員長(佐野廣君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(佐野廣君) 速記を起し。

○委員長(佐野廣君) 次に、中小企業高度化資金通特別会計法案及び国立病院特別会計法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑に入りませう。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○永末英一君 中小企業高度化資金通特別会計法案の中で、当該年度で支出済みとならなかつたものを翌年度に繰り越して使用することができ、こういう種類の法律上の規定がほかにもいくつかあります。

○政府委員(上林英男君) 特別会計には、繰り越しの規定がいろいろの種類がございます。その一つが今申されました支出残額繰り越しでございます。て、ちよつと今幾つあるかということに即答しかねますけれども、そのほかにも相当ございます。

○永末英一君 お伺いしたいのは、特別会計がいろいろな会計でございますが、きた当初からこういうことをございしやうと定めてやつてきたか、あるいはいつごろからそういうものをつけ加えることになったか。それと、現在特別会計たくさんございましてけれども、すべてがこういう規定で動いておるか、それともこのうちの大部分がこういうことになつておるかということが知りたい

ので、お答え願いたい。

○政府委員(上林英男君) 繰り越しの種類といたしましては、たとえば一番繰り越しの多い行なわれます場合、その特別会計の性格といたしまして繰り越しが行なわれるような場合には、定時繰り越しという制度がございします。たとえば国債整理基金でございます。また、その年度の支出残額というものは、国債の償還を弾力的に行なつていくという意味で、定時にある意味では無限に繰り越しができるというふうな、非常な特例ではございします。それから、特別会計によりましては、その年度の歳出金のうち支出が終らないようなものにつきましては、繰り越しができるというものの類型もございします。そのうち、さらにそういうものの中、債務を負担をいたしまして避けたい事故のために支出が終らなかつたようなものにのみ繰り越しができるというふうな制度を持つた会計もございします。これの繰り越し制度につきましては、おのおのの特別会計の性格にかんがみまして作られていくわけでございます。このたまたま議題になつております中小企業高度化資金通特別会計法におきましては、支出済みとならなかつたものに係る歳出未済額の繰り越しの制度は、特別会計といたしましては普通の制度であるうかと思つております。

○永末英一君 私の聞きたいのは、私どもは今提案されている種類の特別会計について、不当を伺っているのではありません、大体特別会計のものを考へ方というものは、やはりその目的に合はして作つていたが、普通の一

だと思ふんです。思ひはいたしますが、全部の法規にわたつてどういう工合に臨んでおられるかということを知して置かなければ、それぞれの法律に一本これを入れることによって、今のところは予算の単年度主義を建前としておられると思ふんですが、それが全部くずれるということであれば、それはそれとして別個の問題が起ころのではないかと思ふので、そういう概観をお聞きしているわけですね。お答え願います。

○政府委員(上林英男君) 一般的な繰り越しの原則を申し上げますと、これは財政法によりまして明許繰り越しのございしますものは別でございます。御存じのように、その年度におきまして債務を負担した避けたい事故のために支出が終らなかつたものを繰り越しができるということにいたしております。特別会計におきましては、今申し上げましたように、この原則の特例を設けた例があるわけでございますが、ただいま御審議願つておりますこの特別会計におきましても、この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算、これのみを翌年度に繰り越し得るというふうに限定的に書いておるわけでございます。いわば一般会計でございしますと私の今申し上げました一般会計の財政法に従ひました事故繰り越しに準じたような繰り越しを行なうという特別会計である、こういうふうに御了承いただきたいと思います。

○永末英一君 この支払い義務という

のは、この会計が会計外のものに対して支払い義務を生ずる、こういう意味合いですね。

○政府委員(上林英男君) そのとおりでございます。

○永末英一君 私の伺いたいのは、いろいろこういう規定を持つておる特別会計があると思うのです。全部ありませんか。そうじゃないと思うのですがね。

○政府委員(上林英男君) 特別会計の繰り越しの制度は、先ほど申しましたように、定時繰り越しができます特別会計もございしますし、このような制度を持ちました特別会計もございします。いずれにいたしましても、繰り越しにつきましては大体特例的な規定を設けておるわけでございます。

○永末英一君 大体ということであつて、数字は明確でございせん。それで、あなたの知つておる範囲での特別会計の個数、それから類似の規定しておるもの、こういうものをひとつ知らせてほしいのです。

○政府委員(上林英男君) 全部の特別会計につきましてはどういふ格好になつておるかは、もしお時間をいただけたらしたならば、ただいま四十一ほどございまして、分類をいたしましてお届け申し上げますが、たとえば本日のもう一つの議題になつております国立病院特別会計法におきましては、現在今御審議願つております高度化資金融通特別会計と同じような繰り越しの規定がございします。すなわち、国立病院特別会計法十六条の規定によりまして、「この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならな

かつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができ。」というふうな条文がございします。その他の規定につきましては、時間をいただきますれば、整理をしてお届けを申し上げます。

○永末英一君 ぜひお知らせをお願いいたします。

それから、もう一つの問題は、これは法律上そういうことができるという規定があれば、それを受けて予算の話がなくなつてくれないというので、この法律の第十四条の第三項においては、別段予算の配賦をしなくても、当然「予算の配賦があつたものとみなす。」、当然とは言つておるのじやなくて、やはり法文上明確に予算の配賦があつたものとみなす。結局、法律で規定するものと予算で進んでいくものとが、あくまで二本立てで進んでいくと思うのです。

そこで、この前の産投会計のときに質問する機会がなかったのでありますけれども、この予算の措置ができたけれども、法律上規定があつても、それを阻却して当然それは使えるのだ、こういうふうになつておる事例は何ほくらありますか、それぞれの特別会計です。

○政府委員(上林英男君) ただいまの御質問は、一般会計から特別会計へ繰り入れをいたします場合に、予算で御議決をいただければ、それに従つて、その定めるところにより一般会計から特別会計へ繰り入れることができるという事例の御質問かと伺いますが……。

○永末英一君 それは産投会計の話です。産投会計のときには、産投会計ではそれぞれ一般会計からの繰り入れを

これまで法律でもって明示しておる。それを今度の法律、成立してしまひましたけれども、その法律で明記しなくとも、その法律によつて、今度成立した法律によつて、一々やらなくていいというのを政府が作つたわけですか。そういうことは特別会計、今問題になつておるのは特別会計でやはり予算で受けるんだということをそれぞれ法律で明記をしておる、そういう種類のものがほかどのぐらひありますかと聞いています。

○政府委員(上林英男君) ちよつと私、まだ御質問の趣旨がよくわからないのでございしますが、あるいは間違つておるかもしれませんが、たとえば今御質問になつておりますこの特別会計の十

四の三の繰越しをしたときは……配賦があつたものとみなす。という規定に關連いたしまして御説明させていただきますと、御存じのように、歳出予算は、これは国会の議決によりまして成立するわけでございしますが、それは国会が内閣に与えました予算の執行権の付与ということになつておりますが、それを今度は内閣の中で各省各庁がこれをどういふふうな執行するか、それがいつ執行する段階になるか、こういう問題でございしますと、財政法の規定によりまして予算が議決されましますと内閣は直ちにこれを各省各庁の長に配賦する。それに従つて、各省各庁の長が配賦ができることになるわけでございします。ただ、繰り越しにかかわります歳出権につきましては、繰り越しにつきましては、もちろん財政法その他特別会計におきまして特別会計法の規定に従つて繰り越しができるわけでございしますが、その範

囲内におきまして行政長の権限にゆだねられておるもので、この場合には新たに配賦という行為を一般会計におきましてもいたさないわけでございます。この旨は財政法におきましても四十三条におきまして、四十三条の四項に同じような趣旨の規定がございまして、「繰越しをしたときは……配賦があつたものとみなす。」と、こういう規定がございします。そこで、特別会計におきまして同じような取り扱いをいたしておるわけでございまして、繰り越しの場合につきましてはあらためて内閣から配賦を要せず、繰り越しの手続を了しましたときに財政法に申しまする配賦という手続があつたものとす

○永末英一君 特別会計のときの繰り越しの場合、それから一般会計から特別会計へ振りかえる場合の措置以外にね、法律があつて、その法律に基づいて当然予算を計上しなくちゃならないけれども、予算を計上された場合には、その法律の規定に予算のほうが一法

○政府委員(上林英男君) 私、まだ御質問の趣旨がよくのみ込めておりませんが、御存じのように、わが国の憲法におきましては、法形式といたしまして、予算と法律という二つの形式がございします。そしてそのおのおのの規定すべき分野については、それぞれ定められておるわけでございします。予算におきましては、もちろん予算の範囲と

申しますのは単に歳入歳出予算のみでございまして、そのほかいろいろ内容がありますけれども、予算にきめられる事項は明定されておるわけでございます。そこで、その法律と予算という二つの法形式をどう調和するか、こういう問題があるかと思ひます。その場合におきましては、もちろん、たとえば国が支出を行ないます場合には、これは予算の定めする専管事項でございします。したがひまして、国の支出にかかりますものでございしますと、それにつきまして法律が要する場合には、かりに法律が通過をいたしましたとしても、予算が通過をいたしませんと、これは使うことができない。また、逆の場合もしかりでございまして、この予算と法律をどういふふうな調和するかという問題になりますと、主として立法技術の問題にかかわつて参るわけでございします。先般の産投会計法の場合におきまして、予算のほうは成立したが、それを使う場合に、従来の制度としましては個々の立法措置を要したという、予算と立法の調整措置を講じたわけでございします。が、今回のお認めをいただきました法案によりまして、そこは予算の御議決をいただければそれに従つてやり得るとかいうふうなことで調整をいたした、こういう格好になるわけでございします。したがひまして、その調整は個々のケースによりまして違つて参るわけでございします。場合によりまして、法律で歳出の限度額その他もきちつときめておるわけでございします。そういう場合には、かりに予算が通りましても、その限度内のみ支出ができる、こういうことになるわけでござ

います。なお、まあ債務負担などの問題になりますと、これは法律でもきめることができますし、それから別途国庫債務負担行為というふうなものは予算の中にきめ得ることになっております。これはおのずからきめる場合も違つて参りますけれども、ある意味では両者にきめられるというふうな大体の建前になっておりますので、そういうふうなところで予算と法律をどういうふうな調和していくかという一つの技術的な問題も含めました解決方法が講ぜられておる、こういう格好になるわけでございます。

○永末英一君 議会の角度から見ますと、法律も予算もそれぞれ議会の審議を経て成立をしてくる。しかしながら、今あなたのおっしゃる通りに、予算と法律とを調和調整せしめる目的で、予算も国会の審議を受けるから、予算の審議が通つたときには、法律の中でそれを受ける条項が入つておれば、建前は一つ一つの法律の決定を必要とするものであつても、その同一の法律の中に、たとえば産投会計の今度入つた条項のように執行ができるという規定を入れておけば、その法律の各条項の示すところに従つて、今までは一つ一つの法律の決定を必要としておいたけれども、不必要となつたのだというふうな事例はほかにもありますかと聞いてある。ありませんか。普通は別々です。あなたがおっしゃる通りに、予算が通つても法律が成立しなければ、これは使えない。しかし、すでにある法律が成立しておつて、予算がそれで動いてきてゐる。それに對して、予算が年度々々でふくれたり、ずれたり、いろいろなことをしてくる場合

に、たとえば産投会計ではそれをおもへばかつて、あなたのほうの見解としては、予算がつけば、一々法律上の決定は要らぬということに法律で認めたという形をとられたわけでありまして、そういう類の法律はありますかと聞いています。

○政府委員(上林英男君) もちろん、いろいろたくさんあると思います。たとえば今の産投会計のように、一般会計から特別会計への繰り入れの例におきまして、各特別会計できめまうと、一般会計から特別会計へ繰り入れする場合におきましては、かつその繰り入れることが相当見込まれる特別会計におきましては、ほとんどの場合が予算の定めるところにより繰り入れることができるという規定を設けておきます。あるいは各種の補助立法において、たとえば補助率がありまう場合には、何分の一以内の補助をすることができ、こういうような規定がございまして、その場合にございましては、その限度は予算の定めるところによりきめられておるというふうな例もたくさんあるわけでございます。大まかな大筋につきましては、法律で規定がございまして、その通例でございまして、こまかい執行の段階に至りましては、予算にその実際の執行の限度がゆだねられておるという例が相当にたくさんあるというふうな承知しております。

○永末英一君 予算の定めるところによりということに法律できめてあれば、あとは予算の専管事項にまかせて当然法律が動いていくわけですから、ところが、当初法律によつて一々繰り入れ額をきめるというふうな建前の法律であつて、あとで産投会計のほうにそれを修正をして、予算できめればそれでよろしいとやつたような事例がほかにもございせんか。

○政府委員(上林英男君) たとえば食管特別会計に對しまして一般会計からその赤字補てんのために相当の金額を過去に入れて参りました。終戦直後におきましては、その赤字につきましては、決算上生じた赤字を入れることが普通の場合であらうと考えておりましたので、そういうものにつぎましては法的に措置がございまして、予算がきめられまうと、決算上の赤字というものは補てんをして参つた。ところが、決算上の赤字が確定いたしますまでは相当の年月がかかるものでございまして、その間赤字のために借入金をしてまた赤字をふやすというのでは工合が悪いというので、あらかじめ予算上赤字を見越しまして、予算繰り入れと称しております。予算がきまりましたときにあらかじめ見込んだ赤字を入れるというふうな制度を作つたことがございまして、

その当時は、そういう状態でございまして、個々の法律に基づきまして幾ら幾らを赤字と見込んで繰り入れることができるといふような個別立法を相当長い期間やつたことがございまして、しかし、そういうことでございまして、むしろ今申し上げましたように、食管会計の現状からいへば、むしろそういう赤字を早目に、何と申しますか、埋めたほうがより食管会計の運営に適當だろつたと思ひますから、昭和三十三年度だつたと思ひますが、調整資金という制度を作りまし

て、その調整資金に運転資金を食管会計へ繰り入れる、そうしてその調整資金というものは食管会計が赤字になりまして、ときには自動的に取りくずして欠損補てんに充てられるというふうな制度を作りまして、そういう制度を作りましたときと同時に、今まで個々に立法をして参りました予算繰り入れというものの制度を改めまして、予算でおきめをいただきましたときにはこの調整資金へ資金を一般会計から入れていくことができるように、制度を改正したことがございまして、

そういうように、この例は、今おっしゃいましたように、初めは個々に法律でもつて一定の金額を限つて食管会計へ一般会計から赤字繰り入れができてやつておりましたのを、若干の制度の改正はいたしましたけれども、予算でおきめいただく場合にはその金額につぎまして食管特別会計へ繰り入れができるというふうな改正をいたしましたという例がございまして、

○永末英一君 ほかにはありませんか、今の同一性格のやり方。

○政府委員(上林英男君) 同じような種類だつたと思ひますけれども、農業共済保険にも同じような例があつたよおに記憶をいたしておりますが、ちよつと正確なことを今記憶いたしておりません。

○永末英一君 あとで、その性格に関するものをひとつお知らせを願ひたいと思ひます。これで終わります。

○野々山一三君 最初に、ひとつ文句があるのですがね。私は、この法案が提案されたときに、かつての振興法に基づく中小企業の共同施設の今までの実績、それから設備近代化資金の貸付

実績を、年次別、都道府県別、種目別にその資料を出してくれ、こういうことを要求しておりました。で、最初のうちに出て参りましたのがここにありますけれども、これは府県別の財源の一覽表だけなんで、どういふ業種のどういふものか、どういふふうな貸してきただか、それがどれだけ金足りたのか、足らぬのか、こういうことを要求してからもう約一カ月になる。公式の機会資料要求したもの、一体一カ月もたつてから、あとでまた出しますと、こういう事務局からの説明で、それじゃあともういふ、こういうことで、全然出さぬか、出すのがいやなのか、誠意がないのか、これはもうほかの案件でもたいがい要求したものの中で三割か四割は出さぬ、何とか理由をつけて出さぬ、こういうのが今までの実績でございまして、資料要求したときです。ですから、審議をしてこれをあげてくれという法律案です。きょうあたり補正説明をしたのだから、冒頭にそういうものが出ぬなら出ぬということならいざ知らず、釈明もない。一体どういふことなのか。池田政務次官がそのとき約束されたものでございまして、けれども、どこが出さぬのか。中小企業庁が出さぬのか、大蔵省が出さぬのか、どつちが出さぬのか。両方ともひとはつきりした答弁をしてもらひたい。それをやつてもらわなければ意味ないですよ。専門委員会さえも、どういふ種類のものか、どう使つておられますかという程度の資料は、参考資料としてはおおむねのこととは私のところに書いてありますけれども、法律によれば、非常に数多くの集団化、共同化を促進するために金を貸すと、こう言つてお

る。材料がないはずはない。一カ月も前に要求したのにまだ出さぬというのなら、もう審議はしませんよ。答弁を願いたい。

○政府委員(池田清志君) 今の資料の御要求は、先日の委員会でもうだいたをいたしておきます。それにこたえた意味かどうか知りませんが、とにかく一応は出してありますが、その中で御要求になりました業種別という点が漏れておりますことは、まことに遺憾に存じます。その後、政府におきましてそれぞれ努力いたしまして、調査をしておると思うのでありますが、政府一体でございまして、どの事務当局でそれをやりますか、私ども内部でも促進をいたしまして、御期待に沿うようにいたします。

○野々山一三君 一カ月もなければ出せないはずはないんですよ。ちよつと政務次官にこの資料を渡して下さい。ありますか、そこに。——あるんですか、ないんですか。お手元にあるならあると言つて下さい、子供じやあるまいし。

○政府委員(池田清志君) 事務当局から御答弁申し上げます。

○政府委員(影山衛司君) 御要求の資料がお手元に届いておりません点につきまして、非常に申しわけないことだと思ひます。ただ、私どものほうは、一応お手元に届いておるのを御要求がありましてお届けしたわけでございまして、業種別の分類、実績につきまして、私どものほうといたしまして、出してはいけぬ不都合な点だとか、都合の悪い点はないわけではございまして、何かの手違いか、私どものほうの

感じ、受け取り方の間違いからではないかと思つておりますので、さつそく調整をいたしまして御提出させていたいただきたいというふうに考えております。どうぞその点、あしからず御了承願ひたいと思ひます。

○野々山一三君 この資料が手元にあつたのかどうかということをお聞ひして、そのは、貸付実績が、たとえば昭和三十一年に要求の五十二件に対する十七件というのまで出ておるわけですよ。したがつて、一カ月も前に要求したものを、これは分類がないはずはないんです。手違いだとか、受け取り方の違いだなどというのでは、許しませんが、私は、その資料要求のときにあわせて政務次官に、いいですかというのを念を押してある。そういう審議態度でもつて臨まれるなら、これはもうこれから一々あなたの目の前で文句を言わなければならぬと思う。議会議場視もはなはばいいじゃないですか。そう思ひませんか。

○政府委員(池田清志君) 資料の御要求に對しまして、びつたりした資料提出ができておりましたことは、まことに遺憾に存じます。私ども誠心誠意、各部局、政府一体となりまして努力をいたしておるわけでありますが、私たちがとしてこういうことのあることは、まことに申しわけなく存じます。国会を軽視しておるのでは絶対にないのでございまして、その点はあしからず御了承願ひます。

○野々山一三君 これ以上言ひませんけれども、誠心誠意とか何とかといふ言葉の問題じゃないのですよ。こんなものは、まるきりわかっているものを、作り上げるかどうか、今ごろ一カ

月も二カ月も調査して作らなければならぬような資料要求なら、それらしくやりますが、言葉でもつてごまかそうなんといつてだめですよ。すぐ出しなさいよ。出さなければ審議できませんよ。一カ月前のやつ。

○政府委員(影山衛司君) 業種別の、部門別の貸付実績につきましては、従来から設備近代化資金につきましては実績をとつておりました、ただいまこども御答弁申し上げたいと存ずるわけでございます。それでございまして、資料の要求がございました……

○野々山一三君 人をばかにしたような言い方をするものじゃありませんよ。都道府県別の、これだけ数が多いのに、してみなさい。それじゃ、答弁をしてごらんないというんだ。こゝで全部頭の中に入るように答弁してごらんない、君がそれをできる自信があつたら、書いたものを出したまえ。

○政府委員(影山衛司君) 私の言葉が足りませんのがあれでございますが、直ちに提出させていただきます。

○野々山一三君 君の言ひ方はめちゃくちゃだ。何だというんだ。

○政府委員(影山衛司君) 提出をいやだと言つておるわけじゃございませんで……。

○委員(佐野廣君) ちよつと速記をとめて。

○委員(佐野廣君) 速記を起こし。

○政府委員(上林忠次君) 突然やつてきまして、何のことかわからないようなことですが、私のほうでよく調べております資料につきましては、さつそく調査いたしました間に合うようにい

たします。——できておりますから、できておるのを提出いたします。

○委員(佐野廣君) 速記をとめて。

○委員(佐野廣君) 速記をつけて。

○野々山一三君 そういふ、全く一カ月前に出した、要求されたものを、しかもあえて繰返しますけれども、政務次官はわざわざそれに対して答えて、さつそく提出いたしますと言つたことなんだから、私は文句を言うので、私が要求し、委員も言つて、言ひばなしになつておるものではないのだ。どのつらさげて池田さん、あなたはそのつらさげておるのか、心境を聞きたくらいのものだ、実は。早急に出して下さい。

そういう意味で、その点については、僕は質問を少し保留しておきたいところがある、きょうあげるべきでなければ、時間一ぱいできなければ、質問を保留いたします。その限りにおいて余裕を与えますから、ひとつ善処して下さい。通したいなら、それまでに届けて下さい。

その次に質問を進めますけれども……。

○委員(佐野廣君) 速記をとめて。

○委員(佐野廣君) 速記を起こし。

○野々山一三君 従前は補助金として出してたわけではございませぬ。この三十五年からの設備近代化資金並びに共同化施設資金というものを、いづれを見てみましても、大体国と府県との比率は五分五分ということになつておるわけでありまして、この考え方の問題として聞きたいわけではございませぬ。補助金でやつておつたものを貸

付にするということには、特殊の理由があるわけですか。まあ想像できないわけでもないのですけれども、積極的な理由というものをひとつ明らかにしたい。

○政府委員(上林英男君) 従来は、御指摘のように、補助金の形態をとつておつたわけではございませぬが、たゞいま別途御審議を願つております中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案では、中小企業の高度化資金と称しまして、二つ以上の中小企業者が集まりまして、たとへば共同施設を作るとか、工場の集団化をはかるとか、また今度の改正案につけ加えたわけではございませぬが、商業店舗などの集団化をはかるとか、そういうようなことをやります場合には、一つの企業が設備の近代化をはかりますよりも金額が大きくなるわけではございませぬ。かつ、その事柄の性質上、ある県におきまして集団化をやつた。ところが、それが終わりますと、相当大きな金額がある県に参りますので、従来の補助金方式で参りますと、その金はその県にとどまつて、その県のみしか使われないというところになります。今度の今申しました高度化資金と申しますのは、金額も大きくございませぬし、需要のところもその年度によりまして異なつて参るわけではございませぬ。したがひまして、従来の補助金の形式でございませぬと、一県から他の県へ持つて参ることが不可能でございませぬから、そういうことにかんがみまして、ある県でその需要が全うされた後は、ほかの県の需要にこれを充てたい、そういうことと目的を達しますために、従来の補助金方式を、一般会計から県への段

階におきましては、無利子の貸付に改める、そういうことによりまして、その県の需要が済みまして場合には、一たん特別会計に引き揚げまして、特別会計からまたほかの県へ貸し付けると、こういうことが出来るように措置をして、もって資金の効率的な運用をはかりたい、こういう趣旨をもちまして、従来の補助金方式を貸付金制度に変えた、こういうわけでございます。

○野々山一三君　そうすると、各府県別に高度化推進のための計画というものを国が立てて進めるといふ要素と、都道府県別にその計画ができて中央へ要求されるという要素が、二つが組み合せて実行に移っていくと、ごく大ざっぱに考えていいのですか。

○政府委員(上林英男君)　お説のとおりです。

○野々山一三君　それから、その資金の今までのものから見た需要と実績との関係について伺いをいたしたいわけですが、近現代化資金のほうを見てみますと、貸付の申し込み件数に對する貸付の実績というものは、件数で見ると大体二分の一でございまして、金額で見ると、近現代化資金のほうは三分の一が貸付実績、共同化のほうは件数で大体二分の一、金額で見ると大体四分の一というものが数字の上に現れておられるわけですが、もちろん、補助金を出すという補助金政策の上に立ったものでありますから、相当のしほりがかけられるというところは想像されますけれども、私が先ほど問題にした、種目別にどういう結果が出ておるかということをお調べしたの、実は仕事によって相当しほりが強くかかっているところと、それからあんまりしほりがか

かっていないところがある、実績的にどうあるわけでもございまして。今後どういう場合に金が流れるかというところを、先ほどよく大ざっぱなつかみ方として伺いましたけれども、これは、実は先ほど申し上げたように、種目別、あるいは地域別に、非常に地域の実情も異なりますから、一がいには言えませんが、アンバランスなしほりがかかっているところがあるというわけですね。計画が進まないというところが一つ、その結果としての、種目別に非常に片寄って共同化なり集団化というものが計画の中途でつぶれていくというような事例も、このしほりのために起こっているわけですね。その意味を申し上げたところで、この原因というのはどういうところにあるか。つまり、要求に対する実績が二分の一、金額的には三分の一ないし四分の一というところになっている事情を、どういう原因からこういうことになるのか。先ほど申し上げたように、多少のことは知でできると思ひますけれども、あなたの方がどういうふうに把握しておられるのか、伺いたい。

○政府委員(影山衛司君)　充足率が、近現代化資金におきましても、共同施設の資金につきましても、所要のところまで行っていないというところは御指摘のとおりでございますが、私も同じく、たしましては、高度化資金につきましても、国からの資金の繰り入れ等を大幅に増額いたしまして、それで充足率を高めていきたいというふうに考えております。

○野々山一三君　考えている話をお伺いしているのじゃない。先ほど来あなたの答弁は、私の言っていることと全然違つた角度から見て、ものを言っている。申し込みに對する実績が非常に下回っているのは、しほりがかかっているのではないのか。そのしほりの過程で非常な業種別のアンバランスが起つていっているのではないかと、この想像される。一体この実績がこれほど下回っているのはどういう原因かというのを聞いておるのである、どうするかという話を聞いているのではないのです。わかりませんか。私の言っていることがわからなければ、言い直してけっこうです。何れでも言い直します。

○政府委員(影山衛司君)　業種別にアンバランスが起る原因をいたしまして、私も近現代化補助金を配分したウエイトを、業種の企業数に応じて、たといは機械工業部門といたしまして、軽工業部門とかいうようなものに、多少ウエイトが、最近の実績等から見ても下がっているという傾向がございまして、それがウエイトの関係等によつてアンバランスが生じておるといふことではないかというふうに考えるわけでございます。

○野々山一三君　アンバランスの話は後に聞こうとしておられるのです。私は、申し込み実績がえらい食い違つていことを言つておられる。たとえば金不足という、たとえばそれだけの助成をするほどの理由がないからだとかいうことと聞いているのでございまして。アンバランスの話は、これからさらに問題にしたいわけですが。

○政府委員(影山衛司君)　充足率が低いといふことの原因でございまして、要望に對しましてこちらから出します予算の額が少ないという点もございまして、あるいは設備近代化補助金等につきましまして、無利子の貸付の制度というものでございまして、私どもの貸付の基準をいたしましては、金融ベースに乗らないものをできるだけ選定していききたいという指導方針をとっております。その点で、設備近代化補助金等におきまして、各企業のほうから、金融ベースにこれは乗ってあるから、ほかの中小企業金融公庫であるとか、ほかの金融機関に行つたほうがいいというふうなものにはあつておらず、その程度充足率が下がつておるといふ点もあるものであります。

○野々山一三君　実際にその工場団地なりあるいは機械工業団地を作る組合が、県や国の無利子貸付のその金だけに依存しているわけではないので、今度の法律だつて二分の一は自分たちで資金をまかなわなければならないわけだ、いいますね。一体、こちらに金があつてその集団化をやるなどということはないでしよう。資産の借りかえなり、いろいろの工面もしてやつておられる。あなたの説によると、今までのやり方は、少しうがった、皮肉な言い方をすると、ございまして、皮肉な言い方をすると、割りを果たしておつたという程度だ。窓口へ出てきたものを、いや、これは一般金融ベースで、市中金融のベースでその資金をまかなつてきておやりなさい、こう言つておつた。それで、でもベースに乗らないものがあれば貸

す。これはまあそういうことであれば、水を差し向ける程度のものであつた、こういう受け取り方をしたくなるわけでございます。ちよつと皮肉な言い方でございませぬ。それならそれでも一つの理屈だと思ふ。

○野々山一三君　あなたは今度は、私のベースに逆に今度乗つてきて答へられていのでございませぬ、それならば、今までの高度化資金というものは、全く高度化資金ではなくて、全く呼び水の資金だ、こういうことになるわけでございます。

さて、実際を見てみますと、あそこであるAならAという土地で、繊維

○政府委員(影山衛司君)　お説のとおり、この設備近代化補助金にいたしましても、中小企業高度化資金につきましても、できるだけこういう対象になりましては金融ベースに乗らないところに貸し付けるといふことにいたしました。その結果、誘ひ水といたしまして、その他の金融機関からの融資を誘う、あるいは共同化、集団化というふうな組織づくり、協業というものを進めていくというふうな趣旨からのものでございまして、先生御指摘のとおりでございます。

○野々山一三君　あなたは今度は、私のベースに逆に今度乗つてきて答へられていのでございませぬ、それならば、今までの高度化資金というものは、全く高度化資金ではなくて、全く呼び水の資金だ、こういうことになるわけでございます。

さて、実際を見てみますと、あそこであるAならAという土地で、繊維

なら繊維、あるいは工業機械なら工業機械の中小企業団地というものを作ろうという話が出てから、大体三年くらいかからなければ軌道に乗らないようなわけなのです。それというものは、結局呼び水を向けるだけだという今までの指導で、そういう非常な期間を要する。その間に土地の物価が上がつてしまふ、資金もなかなか調達できない。ようやく共同化という機運が出てきたのに、その機運が水をさされてしまふ、あきらめてしまふというやうな事例が相当あつて、結果的に、求めておる中小企業の近代化あるいは集約化という作業をおくられておるわけでありませう。そういう事例がある。それを今度の法律はどういうふうな解消しようとするかということ、実は方針の問題として次に聞きたいわけでございます。

で、今までの実績から見ますと、三十四億ぐらいの貸付実績があるわけでございます。昭和三十五年にして三十六年にして六十二億。ところが、今度のこの法律、特別会計法で予定をしておるものの貸付計画というものは、おおむね二十三億。そうでしょう。数字の上では非常にまあ、実績から見ると三分の一でございます。そこで、同額は県が見るといふことになりませう。六割ぐらいに今までの需要実績から見るとなるわけですね。一体、もし私の理解が違つていないとすれば、今あなたが積極的の私のペースに乗って答へられた趣旨がどういふやうに生きてくるであらうかといふことに疑問を持たざるを得ない。そこへもつてきて、業種別の資金を見つめるために日時がさらにかかるといふこと

であれば、法律は積極的な面を表わしているようだけれど、実際はなかなかその効果を發揮することができないのじゃないかといふ不安がこれに伴つてくるのです。是非の問題は別として、そういう疑義を持たざるを得ない。その点の心配はどういう工合になるのか、心配はないか、あるのかどうかといふことを伺いたい。

○政府委員(影山衛司君) 第一の、誘い水といつたしまして高度化資金あるいは設備近代化資金を出したあとの資金のめんどろを見てやらなければいけないのじゃないかといふ御指摘の点でございますが、あとの資金につきましては、たとえば商工中金あるいは中小企業金融公庫の協調融資をお願いしては、それから、厚生施設資金につきましまして、年金福祉事業団の施設融資をお願いするといふやうな、融資のあつてを私どもといつたしまして積極的にやるという方向で、今後も続けていきたいといふふうに考えております。

それから、第二の、資金が非常に少ないのではないかと、御指摘の点でございますが、この三十五年度の設備近代化資金の貸付実績のところは書いてございませう三十四億、これは国庫補助と県費の繰入金と償還金等で三十四億になつたわけでございます。設備近代化資金につきましては、三十七年度におきましては、国からの補助金三十五億、県からの繰り入れ三十五億、それから償還金を合わせまして九十億の貸付ペースになつておりました。三十八年度は、国の予算が四十一億、県が四十一億、それから償還金が三十四億で、百十六億の貸付規模で貸すことになつております。

それから、高度化資金につきましては、昨年まで、三十七年度までは、共同施設と工場団地の両者に分けまして、それは補助金の額をいたしましては十二億を出したわけでございます。その償還金が四億でございますが、二十八億のペースでございます。ところが、三十八年度におきましては、高度化資金につきましては、国からの繰り入れが二十三億、それから県が同額を出しまして、それから償還金が約六億ございませうので、五十二億という規模で運用していきたいといふことになりませう。三十七年度と三十八年度の貸付規模を比較いたしますと、一八六%に上つたといふことでございますので、相当規模の貸付額だといふふうに考えております。

○野々山一三君 調査室から出てくる資料ですか。

○政府委員(影山衛司君) 工場集団化貸付状況という資料でございます。野々山一三君 そうすると、こちらの出した別な、先ほど問題になつた資料のしりの数字とは違つたわけですね。

○政府委員(影山衛司君) 工場集団化貸付状況でございます。三十七年度の予算は、国庫補助額が八億七千五百となつておりますが、この八億七千五百と、県の繰り入れが八億七千五百、それで償還金はございませう。そのほか今度共同施設が約三億ございませうので、国からの補助額が三億、県が三億、六億に對しまして償還金が四億でございますので、約十億と十八億、約二十八億と申し上げた数字は、この工場集団化貸付金のほかに共同施設の金額も入つておるわけでございます。共

同施設の金額は、御提出してございませうところの工場集団化貸付状況の一枚くらい前の資料に、三十七年度の予定が、その前に三十六年度の予定等も書いてあります。

○委員(佐野廣君) ちょっと速記をとめて。

○委員(佐野廣君) 速記を始めて。

○野々山一三君 今事務当局で説明した数字が、それが基礎であるといふならば、その数字を基礎にしていけば、多少前向きな資金準備といふものがあつたといふことは了解できるわけですね。ただ、時間がないからやめませうけれども、こういう事例があるのでございませう。たとえば名古屋の港地区を相当集中的に埋立てをやつて、工場集団化をやつて、たとえばある大きな製鉄会社をそこに導入する。御承知だろうと思ひますけれども、この誘致をやつて、そしてそこについて副次的に工場団地化、そして共同施設を誘致するといふことをしております。ところが、そういうことが片方の大もとである親会社、という用語があるかもしれませんが、そういうものが急激に仕事の計画をばさつと変えてしまふ。そのために中小企業はカッパのおか上がり、何のために金をかけて、借金をしてそこへ行つたのかわからないといふやうな事態が起こつていふといふことです。

私がここで問題にしようとするのはそのことではない。そういうようにして金を貸せるのだけれども、先ほど来言つたように、今まではなかなか金の手続はうるさい。共同化が進みにくいものをあえて無理して進める。私ども進めたいといふ立場で、相当の指導をする。ようやくできる。その段階まで行くには相当のフィルターがかける。これでは一体高度化といふことが進まないにきまつていふ。中小企業そのものの共同化といふことも進まないといふことになるわけですね。県が、この法律によつても、事業計画を定め、通産大臣が定める規定に従つて資金を貸し付け、事業計画を作成して、その事業計画によらなければ貸付をしてはいけないといふのでありますけれども、このいわゆる大臣の審査、それを相当程度合理化するといふことと、相当程度これに對して、いふならば安定的な将来の事業経営、共同化されたものが安定的な状態におけるといふ基礎を見つけて、そしてそれを促進するといふやうな工合にしなければならぬ。そのことにかつて、実は非常にめんどろくさい手続、あるいは非常にフィルターがかけられるといふやうなことがある。そういうことを起こさないやうな措置といふものが必要なのです。そのための手当、方策といふものがあつかうかといふことを実は聞きたいのです。これは言葉ではなかなかむづかしい問題でしようけれども、かいつまんで、ひとつその方向をお示しをいただきたい。

○政府委員(影山衛司君) 工場団地その他の共同化の事業計画がスムーズに進んでいきますように、政府当局としては進めたいといふ立場で、先ほど来言つたように、今まではなかなか金の手続はうるさい。共同化が進みにくいものをあえて無理して進める。私ども進めたいといふ立場で、相当の指導をする。ようやくできる。その段階まで行くには相当のフィルターがかける。これでは一体高度化といふことが進まないにきまつていふ。中小企業そのものの共同化といふことも進まないといふことになるわけですね。県が、この法律によつても、事業計画を定め、通産大臣が定める規定に従つて資金を貸し付け、事業計画を作成して、その事業計画によらなければ貸付をしてはいけないといふのでありますけれども、このいわゆる大臣の審査、それを相当程度合理化するといふことと、相当程度これに對して、いふならば安定的な将来の事業経営、共同化されたものが安定的な状態におけるといふ基礎を見つけて、そしてそれを促進するといふやうな工合にしなければならぬ。そのことにかつて、実は非常にめんどろくさい手続、あるいは非常にフィルターがかけられるといふやうなことがある。そういうことを起こさないやうな措置といふものが必要なのです。そのための手当、方策といふものがあつかうかといふことを実は聞きたいのです。これは言葉ではなかなかむづかしい問題でしようけれども、かいつまんで、ひとつその方向をお示しをいただきたい。

場合もございます。そういうふうなわけでございます。

それから第二のお尋ねの、国立病院の定員と現員の関係でございしますが、これは三十八年一月一日現在でございしますが、定員は総数が一万六千七百七十名、現員が一万六千二百九十九名でござい

ます。欠員が百四十一名。このほか、がんセンター四百十六名で、実人員が三十八年一月一日付で三百三十四名でございします。それから、その中の医者、看護婦、それはよろしゅうございしますか。

○柴谷要君 あとで聞きます。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 平均ベースは行政(一)が二万四千八百一円でございします。行政(二)が一万八千六百二十六円、医療(一)は医者でございします。四万五千五百二十九円、医療(二)は看護婦でございします。二万四千八百七十七円でございます。

○柴谷要君 実は、国立病院のことでありますから、基幹病院、準基幹病院と区分けをしておるのは、病院としての施設なり占めておる重要性、そういうものから分けてきちつときめられておると思いましたが、そういう内容ではない、こういうふうな大抵扱い上便宜的にやっておる、説明もこういうこととでありますから、この名称については了解をいたします。

そこで、もう少し深く尋ねたいと思ひますのは、基幹病院と称せられておるものが十カ所、これはおもなる都市にございしますが、これはもちろん総合病院であり、完備しておると思ひますが、この機関には十分研究をする機関をお持ちになっておられるのかどう

か。それから、もともと基幹病院は今言ったような総合病院であつて、機能は十分持っているけれども、研究部門等がないとか、こういうようなことの違ひがあるのかないのか、こういう点についてひとつ御説明をいただきたい。これが一点。

それから、第二の問題としては、医療(一)から(三)を聞きましましたけれども、大体医師としてインターンが終つて、これから病院勤務をやる、こういう医師は大体(二)になると思ふのでありますが、非常に俸給が安い。初任給が安い。そういうような関係で、はたして長い勉強を終え、研究を終つた優秀な医師が、国立病院に迎へられてゐるのかどうか。これが第二点。

それから、第三点としては、医療(三)は、これは看護婦でありますけれども、大体年令構成はどのくらいになっておるか。二万四千八百七十七円というベースは、一体年令構成でどのくらいになっておるか。これをひとつまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 基幹病院の研究関係はどういうふうになっておるかというお尋ねでございしますが、国立病院におきましての研究費は、医師一人当たり二万五千円の単価でございまして、そのうちに学会出張旅費と、あと片費というのがございします。これを各病院に、ある部分は人頭で分け、ある部分は特別研究費として分けておるといふふうにして、したがって、基幹病院というよりなところは特別研究費の関係が割合に余分に行つておる、こういうふうな状態でございします。なお、この予算は三十八年

度におきましては、一人当たり三万円に増額するとか、学会出張旅費が少なかつたために五千元を学会等に行きます旅費として計上して、ふやしてございします。また、特別研究費というのを、新たにその分で金額の二万五千円、つまり三万円の中でやることはつらいものでありますから、これを別に設定いたしました。一千百円程度の特別研究費を三十八年度には組んでおります。このほか、ガンにつきましても研究費を、国立病院とがんセンターとで一緒にやるようにという立場で、一千万円また別に組んでおります。こういうようなのが研究費で、今のこういうようなものが基幹病院のところに割合多く行くと思ひます。

なお、研究いたしますには、費用と同時に、検査研究設備の問題が必要でございしますが、その関係は従来から基幹病院のほうをまず第一義的に強く強化拡充しておりました。特にこの最近三カ年におきましては、毎年五千万ないし六千万の研究機関の整備費を取りまして、それを基幹病院及びそれに準じますようなところに重点的に注入して設備を拡大しております。こういうようなことで、今検査関係の設備はかなり拡充しておると思ひます。

なお、こういうようなことのほか、国立病院の特性を利用いたしまして、ほかではちょっとできないような共同研究と申しますか、世界で今の新しい科学的研究にいろいろ使用せられております一定の組織をもつての臨床の共同研究、これをガンというふうなものについて、その他についてやつております。したがって、今一番重点的には基幹病院をやっておりますが、

そのほかの病院にもそれぞれの力に応じて、また熱意、努力に応じ、成果に応じて研究費は、また設備は拡充しておる、こういうふうな状態でございします。しかし、まだまだわれわれとしては、ほかの病院に比べましては、かなり研究、検査施設は充実してきてゐると思ひますが、人の問題等におきまして、まだ拡充せねばならない、こういうふうな考えるわけでありまして。

それから、第二の、医療職の關係の人間がらつた人間かというふうなお話でございしますが、これはちよつとはかの病院との關係でそう比較というようなものはないかと思ひます。まあ、基幹病院につきましましては、まあかなり私はりつぱな方が入つておられ、基幹病院としてのプロックの中心病院というふうな責めに耐え得るというふうな状態になりつとあると思ひます。たとえば、最近におきまして開設いたしました福岡の中央病院、これなどは大体みな大学の助教授ないし講師級の若手のばりばりしたところに来てもらつてゐるという状態でござい

ます。しかし、全般的に見まして、待遇等の關係から、人を入れることについては院長先生方は非常に苦労しておられる。特にいなかの病院等におきましては、充足率は九八、九というふうないい状態ではございしますが、院長は医師の確保にえらい苦労しておられるというところは事実でございします。ただ、将来といたしまして、医師の何と申しますか、長く勤めておられますと、医療研究活動が不活発になる傾向もあり、若返りのためにも、もう少し待遇等をよくして新陳代謝をはかり、いい医師をどんどん入れていくことにわれわれ

は努力しなければならぬと考えるものであります。

それから、医療(三)の年令構成でございしますが、平均年令で総局長が四十八・八才、局長が三十八・八才、看護婦が、これは総局長、局長を除いた看護婦でございしますが、三〇・二才、准看護婦が二一・五才でございします。

○柴谷要君 ちよつと医務局長、私の質問を、人のいいか悪いかというふうな品定めのように聞かれたわけですが、そうではない。私は、先生を国立病院に迎へる際に、長い研究をや、りつぱなお医者さんに生まれようとしてゐる人が、さてどの病院に勤めようかというときに、国立病院に行こうか、あるいは公共企業体が行なつてゐる病院を希望しようかと、いろいろ検討されるわけですね。その際に、優秀な先生がどうも高頭で迎へられてよそに行つてしまふというものが、かなり世間の通例になつてゐると思ふ。それは一体何が原因してゐるか。私は、国立病院に現在お勤めになつてゐる先生方は、日本の医療界においては權威者ぞろいだと思つてゐる。また、特に副院長先生などは、全く医療界における、重鎮だと思ふ。だと思ふのですけれども、これらの人の跡を継ぐようなりつぱな医師が、実は卵のうちから、病院を希望するときに国立病院を希望しないというくらい最近あるように聞いてゐるのです。一体その原因はどこにあるのか、厚生省はどういう点にお気づきになつてゐるか、それを聞き

たかつた。希望は少ないということ。実は医師というものはもう一生研究

だと、こう言っているのです。ですから、同じ病院に就職するならば研究機関を持ち、そして医師としての機能を十分に發揮できる場所を選ぶのが一番幸福だと、こう言っている。まあたとえば公共企業体で、通信病院もそうでありますが、鉄道病院もそうです。今の医師の待遇を見ますと、同じ大学を出、研究期間を長く続け、そして世の中に飛び立つと、法科の人たちはほとんど上がっていくけれども、医科を出た諸君は医者としていつまでたっても上り上がらない状態にある。これは不公平じゃないかという叫びを、これは医師の方から時おり聞かされるわけがあります。たとえば、これは身近な例でありますけれども、国鉄などにいたしますと、よい四十四、五才でいわゆる常務理事になって、天下をへいげいしている。ところが、医師は四十五才くらいなら、聴診器を持って一日二百人、二百五十人の外来患者を診察している。その人の勉強の課程を見ると、一方は法科、一方は医科を学び、しかも研究期間を長く持って国鉄病院に就職された。ところが、給料の差においては格段の違いができる。これで、しかも毎日々々重労働といつては何ですけれども、自分の任務を全うするために挺身をしておいて、こういう差があるわけですか。これを一体厚生省は、それは国鉄はそういう例があるかもしれないけれども、国立病院はないと言ひ切れるかどうか、この面についてのあなたのお考えを聞かしていただきたい、こう思うのです。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 医師の給与が、ほかの職種に比べてのいろいろ問題もござりますが、民間の病院勤務の医師に比べましても、三〇%くらい低いというふうな点、また今のお話のようない、ほかの職種のほうとのバランスのいろいろやり方もあると思ひますが、いずれにいたしましても、医療職(の俸給表は、われわれはもう少し上げてほしい。それは思っており、また努力もしておるところでございます。医療職(が分離せられました昭和三十二年四月から後の累積改善率と申しますか、給与の改善せられた率は四八・四%で、全職種を通じて最高にはなっておるようでありますが、しかし、それでもなおわれわれとしては必ずしも十分だとは思っておりものではございませんが、もう少し努力をいたしたい、こう思います。

題もござりますが、民間の病院勤務の医師に比べましても、三〇%くらい低いというふうな点、また今のお話のようない、ほかの職種のほうとのバランスのいろいろやり方もあると思ひますが、いずれにいたしましても、医療職(の俸給表は、われわれはもう少し上げてほしい。それは思っており、また努力もしておるところでございます。医療職(が分離せられました昭和三十二年四月から後の累積改善率と申しますか、給与の改善せられた率は四八・四%で、全職種を通じて最高にはなっておるようでありますが、しかし、それでもなおわれわれとしては必ずしも十分だとは思っておりものではございませんが、もう少し努力をいたしたい、こう思います。

医師の仕事は、今お話しのように、相当仕事に激しいということと一緒に、危険もあり、また必ずしも病人さんの顔ばかり見る、いい仕事でもない。夜中にたたき起こされるというよいもないいろいろの条件から見まして、私も何とかよくすることに努力しなければならぬ、こういうふうな思っており、先生お話しのように、自分の研究ができ、また技術が十分發揮せられるようなところ、こういうふうな気持ちが多分にある。またいい医者であればそういうようなことがなお強いと思ひますが、そういうような点では、国立病院はできるだけそういうような良心を満足せしめるような、医療に對しましては薬品が足らぬとかいうようなこととで何とか制限をするというふうなことをしないで、医者が良心の命ずるままに大体治療ができるような方法を

講じ、また今の検査とか診断治療の關係の設備を充実していくように努めておるわけでございます。これもまだ必ずしも十分とは申せません。特にいなかのほうの病院では十分とは申せませんが、できるだけ努力をしております。山の上でも、その地区地区の山で一番高い給与になるように努力をしておるわけでございます。

○柴谷要君 人事院等の勧告等によりまして、いつも民間給与とバランスをとりたいということ、国家公務員の賃金というのは、毎年々々勧告を受けておるわけですね。ところが、今御指摘のこういうような民間と三〇%も違うということになりますれば、いかに無欲でたんだな医者さんでも、これはよそを希望するのは無理はないと思ひますが、お医者さんにしてもしかりでありますから、その他看護婦なりあるいは一般の職員の方においても、そういう傾向が出がちなと思ひます。これは厚生省としては大いに、人命をあずかる大事なお医者さんでございますから、優遇をし過ぎたということにはならぬと思ひます。どうかひとつ、一般の觀念から離れて、十分なる給与をひとつ厚生省としても考えられることを、これは強く要望をしておきます。

それから、第二の問題でありますけれども、看護婦養成にあたって、国庫補助が半額あつて、あとは国立病院自体の会計の中から出されておるというのですが、一体養成期間中、看護婦にどのくらいの給与を与えておるか。それから、養成期間は何カ月くらい、それから准看護婦と本看護婦の資格を取りますにはどういう期間の教養が必要か、これをちよつとお知らせをお願いいたします。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 第一の、医師の待遇についてのおしかりは、私たちがその点仰せのとおりだと思ひますので、さらに一そう努力をしていきたいと思ひます。

看護婦の關係は、実は国立關係は民間よりよろしうございまして、民間の者に比較しまして一〇%くらいよいしようになっております。しかし、これはただし三十六年の何月かの調査だと思ひますが、それから後いろいろ情勢の変化は起こつておるとは思ひますが、今度また九%くらい昨年の十月にアップをしておりますので、この点はかなりほかよりもいいと思ひます。

看護婦につきましては養成でございますが、養成には正看護婦と准看護婦二通りの養成の種類がございまして、准看護婦は、中学卒業後二カ年間の養成課程を経まして、そして試験を受けるわけですね。それを通りますれば准看護婦になる。それから、普通の看護婦は、正看護婦と申しましようか、普通の看護婦は、高等学校卒業後三カ年間の養成を受けまして、そして国家試験を受ける。さらに、准看護婦が正看護婦になる道といたしまして、われわれ普通、進学コースと呼んでおりますが、そういうふうな道がありまして、これは三年以上准看護婦の実務をやりますと、正看護婦の試験を受ける資格を得る、こういうことになっております。そして国立病院でただいまやっております養成所は正看護婦だけでございます。

して、准看護婦關係はございせん。ここにおきましての待遇は、手当は出しておりません。国としては出しておりません。それから、食料は、三十八年度においては百円くらいの原材料費のものを食べさせるようにしております。ただし、これは休みが中にあるとして、少しこれ以上になるかと思ひます。それから、宿舎費も、これは寄宿舎に全部入らしておりますので、それは取っておりません。それから、被服費等も白衣を支給しておる、こういう状態でございます。

○柴谷要君 この看護婦になるために、高卒をした者を三カ年間教育をするわけですね。一般家庭の子弟は、高校を卒業して就職すれば、大体本年あたりは初任給の引き上げがあつて一万二千元の支給があるわけですね。そして月給をもらいながら技術を身につけて一人前になっていくのが大かたのコース。ところが、国立病院の看護婦さんになるために入りますと、三カ年間勉強する。確かに看護婦としての経験なり技術を習得するわけでございますけれども、それを卒業されて国立病院に勤務する、そうすると何カ年間か義務年限があるはずだと思ひます。その義務年限は一体どのくらいか。それから、はたして食料費百円くらいのものしか支給しない、それから白服といひますか、それしか与えない、こういうことになると、あとはだ身に付けるもの一切が自己負担でなければならぬというところになると思ひますが、こういうことではたしてりっぱな人たちが養成できるであらましようか。それとも殺到してきておるのか、この点をお聞かせ願ひたいのが一つと、それか

ら、今の社会情勢から判断して、こういうことがいいと厚生省でお考えになっておるのか、これもひとつあわせてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(尾崎壽爾君) 食料費百円と申しましたが、これは食料費の材料費でございまして、それに対して光熱費、人件費等は全然入っていないのでございまして、患者の食料費は大体百三十円から百五十円が一般だと思えます。それに比べて、ほかのところと比べますと、原材料費百円となりますと、そのほかに休みの分が一緒に加算になりますので、そう悪くはないと思います。しかし、これは少し、もう少しよくしたほうがいいという見方もできると思います。ただ、今までの看護婦さんの養成が、どちらかと申しますと、徒弟的な養成システム、考え方があった。さらにいえば、女中で開業医の方々では使っておって、そして養成していくというような行き方が、昔からの看護婦の養成の中にあった。それに對しまして、一つの職業人として、独立人として教育するという普通通の学校教育的な考え方を加味していくこともやはり必要ではないか、こういうふうな考え方もいろいろ考えに合わせて検討しておるところでございまして、あるいはこの食料費とか宿舍料を取るべきじゃないか、授業料を取るべきじゃないか、学校システムをとるべきじゃないかという意見もわれわれは検討しておるところでございまして、しかし、現在のいろいろの実情から見ますと、そこまで踏み切るのとはどうかと、というので、こういうシステムを続けておるわけでございますが、しかし、今のお話のように、学校に行くのに生活

程度のいろいろ苦しい方もあるということも考えまして、これは国立病院についてやるという形でなく、府県の衛生部、府県を通じて、府県で奨学

資金と申しますか、育英資金を看護婦、准看護婦に出さすようにして、その国庫補助を二分の一するようなシステムを去年からとっておる次第でございます。したがって、これは何も国立のほうにだけ来るというわけでもございませんで、一般のほうにも行くわけでございますが、その中に国立の看護婦さんの生徒も入るというふうな形になっております。そういう場合には、義務年限は、国立病院の養成については義務はございませんが、奨学資金を受けました方はその府県についていそれは三カ年間の義務年限をつけておるようでございます。そうしますと、そういうことによりまして府県のアンパランスと申しますか、いなかで養成せられました看護婦さんが都会へ都会へと集中してくるのを少しでも防ぐという、地域のアンパランスを是正する目的も実はこれに加味いたしまして、そういうふうなシステムを考えておるわけでございます。

なお、殺倒しておるかどうかというふうなお話でございますが、大体国立病院の看護婦の養成関係は、地域によつて違いますが、二倍ちょっと上でございまして、三倍には足りません。が、九州地区などに行きますと三倍をこしておりまして、たしか一番多いのは別府病院の養成所で、六倍くらいに競争率になっておるところもございします。全体としてはそういうふうな状態でございます。昨年に比べましてこ

としては二割くらい応募率がふえております。去年が二千五百人ぐらいに對しまして、ことは三千八十人だったと思います。

○柴谷要君 時間がたいぶ迫ってきましたけれども、まだ二、三点お尋ねしたいと思います。

国立病院の三十七年度の収入は、端数はありますが、大体百七十二億、それから三十八年度は見込みといたしましては二百一十一億六千万ばかりの収入があるということになっていて、その中で特に増加いたしますのは診療収入がふえるというところは、単価の値上りにはなないはずでありますから、これは国立病院利用者がかなりふえてくるのじやないか、こういう見方をするわけですね。これほど診療収入をあげているのに、先ほどの御説明のように、予算定員よりはるかに少ない、現在人員百四十一名という欠員があるというのです。が、はたして三十八年度はこれでもいいかと、こういうふうにならねばならぬか、この点をひとつお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 今の三十七年度の先生のお話は、予算の歳入じゃないかと思いますが、決算ではそれがずっと上がっておりまして、たしか予算より十四億くらいオーバーしておるはずでございます。だから、百八十五、六億だったと思います。

○柴谷要君 そうすると、三十八年度は大体……。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 百八十二億

でございました。そのくらいになる予定でおるわけですが、したがいまして、三十八年度で二百十一億といましても、三十億ぐらゐの差で、一〇%ちよつとというような状態というところでございます。

これは毎年診療点数の伸びで十分このくらいになつてくる、こういうふうな考え方でございますが、今の患者数は、病院のベッド数が一定でございまして、多少転換病院と申しますか、結核療養所のうち二つを一般病院に転換いたしましたして、そのうちの一部の病院にベッドをふやしたというので、ベッド数の増加もありますが、そういうような新しい要因もございしますが、大部分の増加の要因は、患者さん一人当たりの診療点数の伸びでございします。特にやはり薬品類の高貴薬と申しますか、最近いろいろ新しい薬で高い薬が出ておりますので、そういうようなものの利用増加が大きな要因をなしておることが要因の分析でわかつておるのでございますが、その他、検査だとか手術の増加というような問題が起つております。なお、外来はやはり患者数に少し増加のきみであります。が、これはできるだけ病院の本質から考えてまして押えるように努力をしてお

る状態であります。

○柴谷要君 病院の実情からいって押えるというのですが、病院に來たやつを診療しないということじゃないでしようね。私は、診療収入がふえてくることは、やはり病棟の転換なり、あるいは外来患者がふえてくるからこそ、診療益というものがふえてくると思うのです。そうなってくると、先ほどの御説明で、一万六千百七十人とい

う定員を持っていながら、一万六千九百人で、百四十一人も少ないという現実をどうお考えになっておるのでありますか。仕事量はふえていくのに、人はますます少なくていいのか、これが穴埋めをするのかしないのか、これがまず一点。これはあなた方を責めるわけじゃありませんよ。これは国立病院をよくしたいからこういう質問をするのだから、誠意をもって答えてくれないうと困るのです。

それから、時間がないから端折って申し上げますけれども、病院が一生懸命かせいで収入をあげる。なるほど一般会計から多少の繰り入れをし、あるいは借入金をして、工事を急いでりつぱな病院にする、こういう仕事をするために、一般会計から繰り入れをしてもらったり、借り入れをしておるわけですから。こういうふうな借金をしながらいて、さて三十八年度なら三十八年度の狀態を見てくるといふと、国債整理基金會計繰り入れというのが出てくるのです。これは三千二百何十万円ですか、額は総額から見れば少ないようなものですが、繰り入れの場所、繰り入れのところに繰り入れるのか、もっと病院充実のほうにこういう金を使わしてもらえないうのかどうか、こういう点をひとつお尋ねをしておきたい。

○政府委員(尾崎嘉郎君)　まず外来の問題でございますが、外来を押えると申しましたのは、病院というものはできるだけ入院患者をよく見るというものがほんとうではないかというところから、一般の開業医の方々も十分やっていただけるような方々につきましては、一回診察いたしましたあとには、二回自からはなるべく開業医のは

尋ねをしておきたい。

○政府委員(尾崎盛男君)　まず外来の問題でございますが、外来を押えると申しましたのは、病院というものだけではなく入院患者をよく見るというのがほんとうではないかというようなことから、一般の開業医の方々も十分やっていたるような方々につきましては、一回診察いたしましたあとは、二回自からはなるべく開業医のほ

うに返していくという方向が正しいのではないかと、できただけ外來をあまりふやして、かせぐかせぐという立場をとらないというのを申し上げたわけでありま

そういふふうになるのに、人間に欠員があるじゃないかというお話でございしますが、これはやはりやめていった人のあと補充するというのに、一つあきがあったりしますので、どうしても一％、二％の人のあきはやむを得ないじゃないか。自転車操業的にそれを見越してやるといふ手もありますが、あまりそれをやりますと、つい定員をオーバーするようなことがあつたりいたしまして、定員法の趣旨にも沿わないというので、大体一％、二％は、このような状態は最良の状態は最良の状態に近いのではないかと実は思つておる次第でございしますが、この点、もう少し先生のお話の御趣旨も体しまして、検討いたしたいと思ひます。

なお、来年度におきましては、国立病院に医者、看護婦の増員をいたしております。ベッド数の増加等に対応いたしまして、増員をいたしております。増員数は、国立病院が二百三名、それから看護婦養成所が十四名、がんセンターに百十三名、合計三百三十名の増員をいたしております。これは三十八年度でござい

それから、今の国債整理基金は、あれは借入金で今度十億円いたします。それに対しての利子でございまして、利子を、自分のかせぎで持つのでなく、一般会計からの繰り入れでや

てもらう、こういう趣旨でございす。御了承願ひたいと思ひます。

○柴谷要君 それじゃ、最後の質問になりますけれども、国立病院が三十七年に土地の処分をして、収入を五億六千万円ばかりあげているわけですか。これは旧陸海軍の病院を受け入れたために非常に膨大な地域を持つていて、不用のものだから売り払つた、こういう考え方だと私は理解しておる。そのように理解してよろしうございしますか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 膨大な土地を持つておりますというより、膨大な土地の上に病院が建つていて、それを今度立体化するといふふうにしたとすると、その土地があいてくる。それを売るといふような意味でございします。

○柴谷要君 病院の周囲を売り払ひますといふと、買ったほうは勝手に使えるわけでありませうけれども、国立病院なら国立病院の条件を悪くするようなところに売つておるのか、いないのか、そういうところまで配慮して民間に払い下げをやつておるかどうか。一体、売つて、金さえ取ればいいのだというふうなことで、むしろ病院には不適応な施設でも作られては迷惑するわけですから、そういう問題も十分吟味されて払い下げを行なつておるかどう

か、お聞かせ願ひたい。

○政府委員(尾崎嘉郎君) ざつとばらんな話を申し上げますと、われわれでできるだけ高く売りたいという立場は強いわけではございますが、しかし、今お話のように、病院として付近に安

なやかましいものができたり、またいかわしいものができたりいたしましては、患者さんの療養の妨げになるといふふうなことがあつてはいけません

ということ、そういう点にかなり制約を受けまして、そういうような点に苦慮いたしまして、そのような点については十分注意しておると思ひます。

○柴谷要君 最後に、二、三例、売り払つたところの概況がわかりましたら、ちよつとお知らせ願ひたい。あまり遠くでない近くのところ、すぐ行つて見られるようなところの例をひとつ……

○政府委員(尾崎嘉郎君) 一番近いところで申し上げますと、東京第二病院—駒沢病院でございします。その土地を、その隣に、オリンピックの関係であるそこ競技場がだいぶできます。

そういうような関係で、その地区に道路を作るとか公園を作るのに土地が要るからといふことで、そこを都のほうに分けるというふうなことで、それから、名古屋病院が名古屋の県庁の横にございしますが、そこが市の公園を作るのに、また道路の拡張に対して、それは、また土地を売つております。それから、金沢病院につきましても、それは、ずっと離れたところ、分院になつておりますけれども、これをほかへ売りま

した。これはあまり影響がないところ

でございしますが、この売り先、私ちよつと失念しておりますが、これはあまり関係ないところでありますが、しかし、これをばらな、遊興施設がな

んかには売つておりませんようです。

○鈴木市蔵君 関連。二つだけ一括して質問しますから、簡単に答えていた

探算制が一そう強まる方向へ向かうのかどうか、この点が一つです。

それから、二つ目は、医療国営といふことについて、国民はそれを願つて

います。まして、国立病院の施設であるいは医療機能といったようなものは、こ

ういふような借入金といふことでま

かなうのではなくて、一般会計の中

からその支出の増大を認めなければなら

ないし、またその方向によつて医療国

営の方向を充実していくのが本来の使命ではないかといふふうに考えてお

間かかつておる、こ

でございします。特にこのたび借入金、一般財政投融資の金を受け入れ

してやることにしまして、この予算面からの制約を、早急にこの整理を

したいといふところから、こ

制度を設けた次第でございまして、

たがいは、この借入金の返済につ

きましては、一部分その支払いのつど

ごとに国庫より、一般会計から資金を

いた

ふうなことも考

で

で

で

で

で

で

付を行なうというのでありますが、このような借入金制度は、本来、国立病院の経営方向として正しいものとは考えられません。一般会計から支出を拡大してまかなうべきが至当であると考へております。医療国営を願う国民の要求から見て、きわめて不十分、かつ、根本的に相違した方向と言わなければならないと思ひます。

同時に、国立病院はこの資金の返済のために病院経営の圧迫を受けることになり、そこから独立採算制への強化が行なわれるようになるに違ひありません。そして国立病院が本来の目的から次第に離れて営利事業化し、もうけ主義に陥り、また国立病院における従業員、特に看護婦などへのしわ寄せとなり、低賃金の維持と労働強化をもたらし、医療機能の低下をもたらすことになると言わざるを得ません。よつて、この法案には反対をします。

次に、私は、日本共産党を代表して、中小企業高度化資金融通特別会計法案に反対をします。

この特別会計の設置は、一見すると、中小企業の育成助成に今まで以上に金を出すかのように見えますが、決してそうではありません。通産省がきめた事業計画に従つてのみ資金を貸し付けるといったように、通産省が直接規制を行ない、都道府県を督促して中小企業の合併あるいは零細企業の切り捨てを行なうとするものであります。こうして政府の干渉と強化のもとで、独占資本に役立つ中小企業の集団化を進めようとするものと言わなければなりません。

また、本法案は、中小企業の独自性

を強めるものとはなっていないのであります。中小企業は金融、税制、販売の面ですべて独占資本に圧迫されており、三十八年度予算でもわかるように、大資本に対しては至れり尽せりの優遇処置をとり、その上に、特定産業振興臨時措置と称して大企業の育成をやろうとさえしているであります。

中小企業の真の育成強化についてはわれわれも賛成であります。真に中小企業を育成強化するためには、中小企業の要望をいれて、金融、税制、販売の面で独占資本を抑え、中小企業の独自性、その自主的發展のために政府が全面的な援助を行なわなければならないのであります。しかし、本法案は、中小企業の近代化とか高度化をうたいながら、大企業への集中合併、特定産業への系列化と請負化を一そう促進する役割をになうものとなるに違ひありません。

さらに、この法案は、今国会に提案されている中小企業基本法案と本質的に同一の構想に基づく関連法案であります。しかも、中小企業基本法案に対しては、中小企業者の多くが疑問を抱きあるいは反対しているばかりでなく、いまだこの法案が成立しない前に、このような部分法ともいふべき法律を先行させるということは、中小企業基本法をこま切れにして成立させようとする意図の現われであると言わざるを得ません。しかも、現実問題として、この法案によって近代化、高度化される中小企業はきわめてわずかな特定業者に限定されるであります。それにもかかわらず、このような特別会計のもとで政府が地方自治体を督促して、大資本の利益のために中小企業

への干渉、切り捨てを一そう促進させようとするものであります。

よつて、本法案に反対します。

○委員長(佐野廣君) 他に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより両案を順次採決いたします。

まず、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野廣君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業高度化資金融通特別会計法案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。〔賛成と呼ぶ者あり〕

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野廣君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付

託された。

一、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月三十日)

一、外貨公債の発行に関する法律案(予備審査のための付託は二月十五日)

一、中小企業高度化資金融通特別会計法案(予備審査のための付託は二月十一日)

一、関税定率法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十八日)